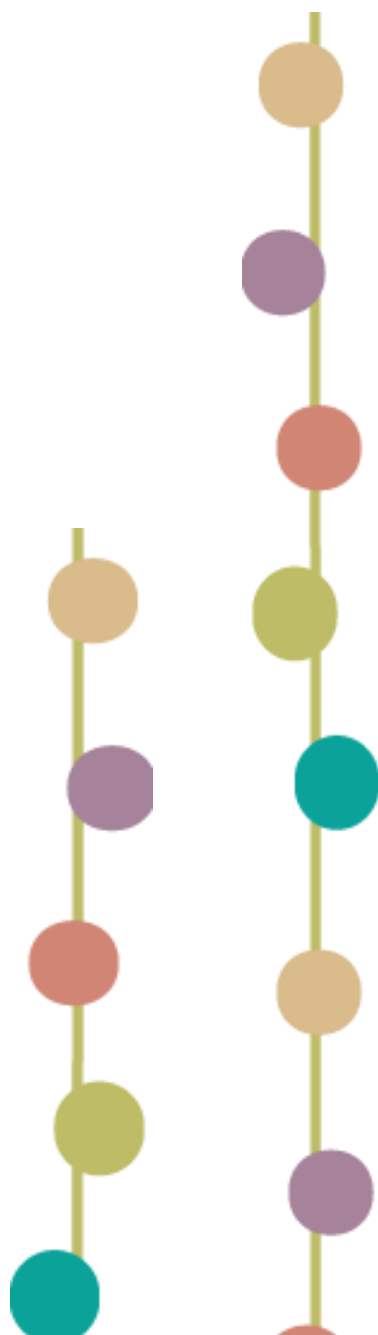


第2次

勝山市男女共同参画基本計画

期間：平成 25 年度～平成 33 年度



勝山市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、豊かな自然との共生のもと、市民一人ひとりがキラリと輝き、男女がともに思いやり、ともに責任を担い合う男女共同参画社会を築き、仕事と生活の調和「ワーク・ライフ・バランス」をすすめるため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

1. 男性と女性が、互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮できるまちをめざします。
1. 男性と女性が、古い役割分担意識にとらわれることなく、自由に活動できるまちをめざします。
1. 男性と女性が、社会のあらゆる分野において、対等な構成員として、方針の立案から決定まで参画できるまちをめざします。
1. 男性と女性が、互いに協力し、家庭生活と社会生活を両立できるまちをめざします。
1. 男性と女性が、互いの性を理解して、尊重して、健康な生活を営むことができるまちをめざします。
1. 男性と女性が、国際的な視野に立ち、ともに支えあう、平和で豊かなまちをめざします。

平成19年10月27日





市長からのメッセージ

勝山市においては、平成14年に「勝山市男女共同参画基本計画」を策定、平成18年に「勝山市男女共同推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向け、具体的施策を推進してまいりました。その中で、少しずつではありますが着実に男女共同参画意識が向上しています。

しかし、地域社会や政策形成、方針決定の場に女性が参画し、主体的に行動することは、まだ十分とはいえません。

また、勝山市の基盤となっている各地区とその地区を構成している集落などの各区においては、少子高齢化による人口構成の変化や人口減少によってコミュニティとしての活力が失われつつあります。将来にわたって持続可能なまちづくりのためにも、女性が地域社会の意思決定に参画できる環境づくりの促進が重要です。

このような現状を踏まえ、「第5次勝山市総合計画」を上位計画とし、「第2次勝山市男女共同参画基本計画」を策定し、一人ひとりが、お互いの生き方、考え方、個性を尊重し合い、ともに思いやり、責任を担い合うことができる共生の社会の実現に向け、より一層の推進を図ることとしました。

本計画では、審議会等へのクォータ制の導入や行政協力員への女性の参画を推進し、勝山市の女性の社会進出に対して優しい男女共同参画社会の実現を目指して、実効性ある具体的な取り組みを推進してまいります。

本計画の着実な推進を図るためには、市と市民、団体、事業者の皆様が、連携、協働し一体となって取り組みを推進することが必要です。それぞれの立場から主体的な取り組みをいただきますよう御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、この計画の策定にあたり、市民意識調査に御協力くださいました市民の皆様、熱心に御審議いただきました勝山市男女共同参画審議会委員の皆様、貴重な御意見や御提言をいただきました数多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成25年3月

勝山市長

山岸正裕

目 次

第1章	計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1.	計画策定の趣旨	
2.	計画の位置付け	
3.	計画の期間	
4.	第5次勝山市総合計画との関係	
5.	国、県等との関係	
第2章	勝山市における現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1.	男女共同参画意識について	
2.	人口減少と人口構成の変化について	
3.	家庭や地域での役割について	
4.	働く女性を取り巻く環境について	
5.	配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））について	
6.	市の政策、方針決定過程への女性の参画について	
第3章	計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第4章	計画を推進するための5つの視点・・・・・・・・・・・・・・・・	15
1.	学習機会の提供、啓発活動の推進	
2.	審議会等へのクォータ制の導入、行政協力員への女性の参画推進	
3.	ワーク・ライフ・バランスの推進	
4.	ノーマライゼーション、バリアフリーの実現	
5.	配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））防止対策	
第5章	計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・	18
第6章	基本目標と数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・	20
1.	人権を尊重した男女共同参画社会の実現	
2.	すべての人で支え合う社会の実現	
3.	ゆとりある生活ができる社会の実現	
4.	あらゆる差別のない社会の実現	
5.	互いの尊厳を守る社会の実現	
6.	数値目標	
第7章	計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	34
1.	計画の推進体制	
2.	進行管理	
参考資料	・・・・・・・・・・・・・・・・	37

第1章

計画の策定にあたって



H20年度 男女共同参画ポスター
最優秀作品 西尾 奈洋 さん

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

勝山市では、平成14年度に策定した「勝山市男女共同参画基本計画」に沿って、平成15年度から平成24年度までの10か年に渡り、男女が性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

計画の最終年度である平成24年9月に実施した「第2次勝山市男女共同参画基本計画策定のための市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）」によりますと、家庭、職場、地域で、男女が平等であると感じている人の割合は10年前と比較し、いずれも増加しました。

しかし、依然として、女性よりも男性が優遇されていると感じている人が半数以上を占めています。また、家庭での役割分担では、家事の負担が依然として女性にかかっている現状にあるため、引き続き固定的役割分担意識の解消が課題となっています。

少子高齢化に伴い急激に人口減少と人口構成の変化が進む中、家庭、職場、地域において、男女がともに支え合い、ともに活躍し、ともに協力し合う社会の実現がより一層求められています。

そして、新たな視点として大きな社会問題となっている配偶者等からの暴力についても社会全体で取り組む必要があります。

人間には生まれながらにして男女という生物学的な性の違いによるそれぞれの特性があります。この計画で実現を目指す「男女共同参画社会」は、その特性を無視したものではなく、お互いが思いやり、特性を認め合うことで、すべての人がその個性や能力を発揮し、支え合う社会です。

これまでの成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、より効果的な男女共同参画の推進に向けて、「第2次勝山市男女共同参画基本計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、勝山市男女共同参画推進条例（平成18年勝山市条例第4号）第9条に規定する基本計画として位置付けられるものです。

また、本計画の基本目標5「互いの尊厳を守る社会の実現」は、配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護のための施策として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく勝山市における市町村基本計画として位置付けます。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、次期勝山市総合計画の方向性を見定めたうえで、次の勝山市男女共同参画基本計画を策定する必要があるため、平成25年度から第5次勝山市総合計画目標年次の翌年である平成33年度までの9年間とします。

4. 第5次勝山市総合計画との関係

「第5次勝山市総合計画」では、勝山市が目指すべき姿を「小さくてもキラリと光る 誇りと活力に満ちた ふるさと勝山」とし、まちづくりの政策体系を5つの政策の大項目に整理しています。

「男女共同参画社会の実現」は、政策の大項目のひとつである「すべての市民の力を合わせた広く開かれたまちづくり」に関する施策として位置付けられています。

「第2次勝山市男女共同参画基本計画」は、「第5次勝山市総合計画」の基本構想を大綱、同基本計画を上位計画と位置付け、「勝山型男女共同参画社会」の実現を目指しています。

5. 国、県との関係

男女共同参画社会を実現するため、市は本計画に基づき、市民、地域、事業所と協働して取り組みを進め、特に、社会全体の問題として取り組むべき事項や制度改正が必要な事項については、機会を捉えて国や県に積極的に働きかけを行います。



H20年度 男女共同参画ポスター
最優秀作品 本田 悠希 さん

第2章

勝山市における現状と課題



H24年度 男女共同参画ポスター
最優秀作品 中村 瑤菜 さん

第2章 勝山市における現状と課題

勝山市における現状については、平成22年国勢調査の結果及び平成24年9月実施の「市民意識調査」の結果により分析を行いました。

☆第2次勝山市男女共同参画基本計画策定のための市民意識調査☆

【対象者】市内に住む平成24年4月1日現在、20歳以上の市民 1,000人

【抽出方法】住民基本台帳より性別年齢階層別無作為抽出（男女それぞれ500人）

【調査方法】郵送による配布、回収

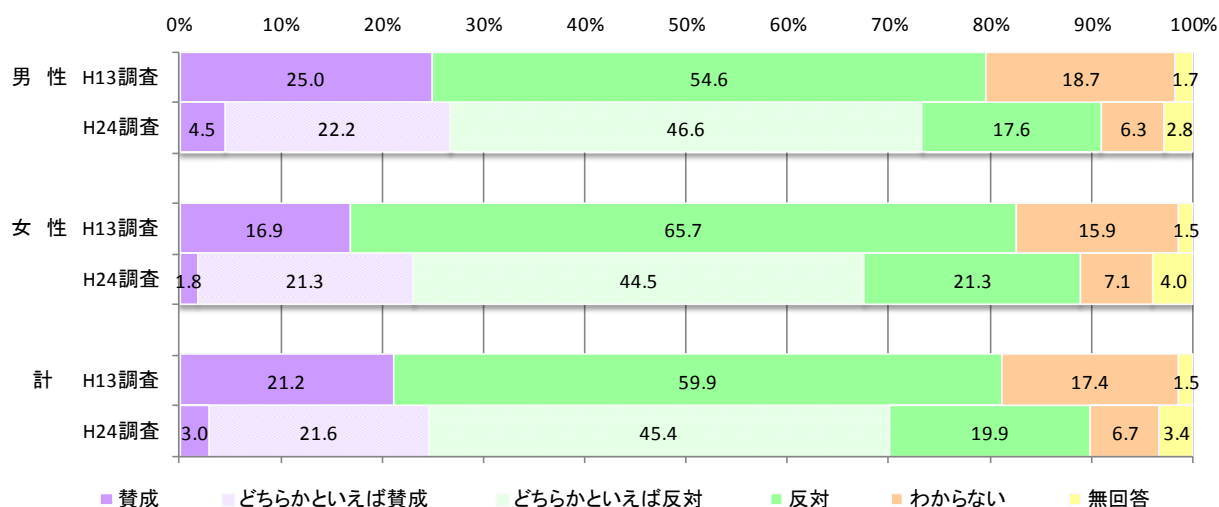
【調査期間】平成24年9月1日（土）～9月19日（水）

【回答者数】男性176人 女性225人 性別無回答2人 合計403人

【回収率】40.3%

1. 男女共同参画意識について

●「男は仕事、女は家庭」という考え方について●



※平成13年度調査では、「どちらかといえば賛成」「どちらかといえば反対」の回答項目なし

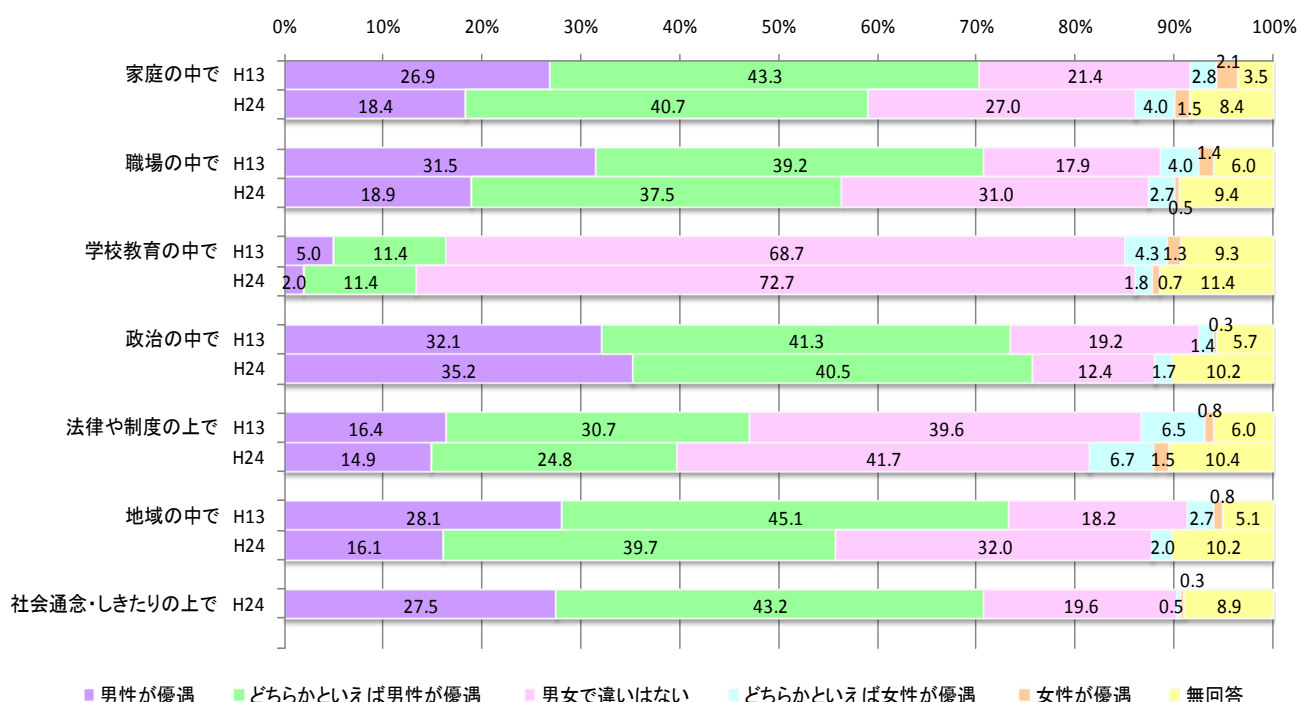
（平成13年「勝山市男女共同参画社会に関する住民意識調査」）

（平成24年「第2次勝山市男女共同基本計画策定のための市民意識調査」）

「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担を否定する人の割合は、平成24年市民意識調査の男女計では65.3%（反対19.9%、どちらかといえば反対45.4%）で、肯定する人24.6%（賛成3.0%、どちらかといえば賛成21.6%）を大きく上回っています。

また、平成13年に実施した「勝山市男女共同参画社会に関する住民意識調査」における否定する人の割合59.9%より増加していることから、意識の上での男女共同参画は着実に浸透してきていると言えます。

●男女の平等感について●



(平成13年「勝山市男女共同参画社会に関する住民意識調査」)

(平成24年「第2次勝山市男女共同参画基本計画策定のための市民意識調査」)

「男女の平等感」については、「社会通念・しきたり」においては70.7%（男性が優遇27.5%、どちらかといえば男性が優遇43.2%）が、「家庭」においては、59.1%（男性が優遇18.4%、どちらかといえば男性が優遇40.7%）、「職場」においては56.4%（男性が優遇18.9%、どちらかといえば男性が優遇37.5%）、「地域」においては55.8%（男性が優遇16.1%、どちらかといえば男性が優遇39.7%）が「男性が優遇」又は「どちらかといえば男性が優遇」されていると感じています。一方、「学校教育」では72.7%が、「法律や制度」においては41.7%が「男女で違いはない」と感じています。

また、平成13年の調査結果と比較すると「家庭」、「職場」、「学校教育」、「法律や制度」及び「地域」においては、「男女で違いはない」と感じている割合が増加していますが、「政治」においては、その割合が減少しています。

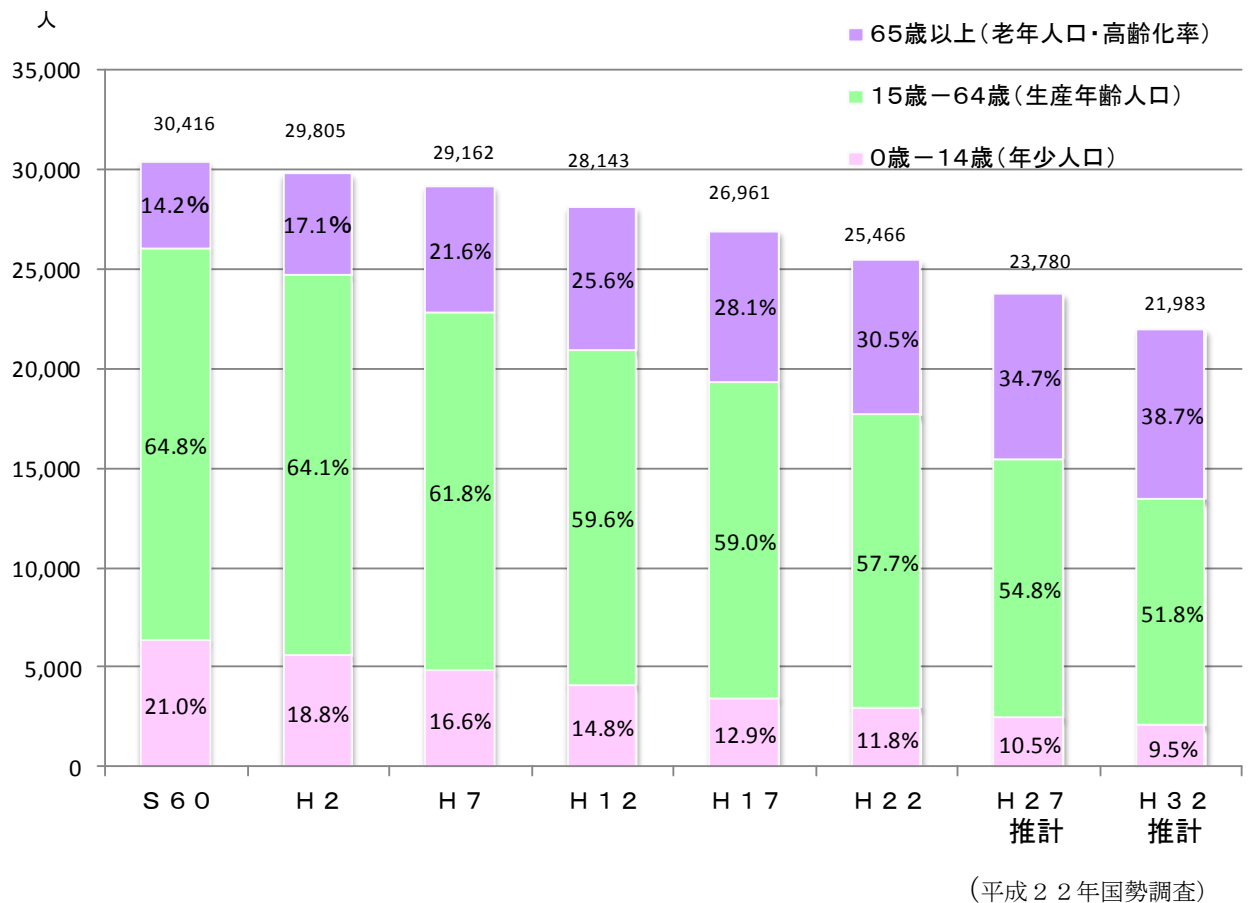
このことから、意識の上での男女共同参画は着実に進んできていますが、「家庭」、「職場」、「政治」、「地域」、「社会通念・しきたり」においては、依然として性別による不平等感を感じている人の割合が高いことがわかります。

更に、男女共同参画に関する講座などに男性の参加が少ない（平成24年度10.0%）など、男女共同参画がすべての人に重要であるという認識は十分に浸透していないことが伺えます。

今後の課題として、すべての人が尊重し合えるよう、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた啓発活動が必要となっています。

2. 人口減少と人口構成の変化について

●年齢別人口の推移と推計（平成22年国勢調査ベース）●



昭和60年国勢調査では30,416人だった勝山市の人口は、平成22年国勢調査では25,466人に、更に推計では、8年後の平成32年には21,983人にまで減少するとされています。

また、昭和60年国勢調査では14.2%であった、65歳以上の老年人口の割合は、平成22年国勢調査では30.5%、更に平成32年には38.7%にまで伸びると推計され、高齢化が今後ますます進むことが予想されています。

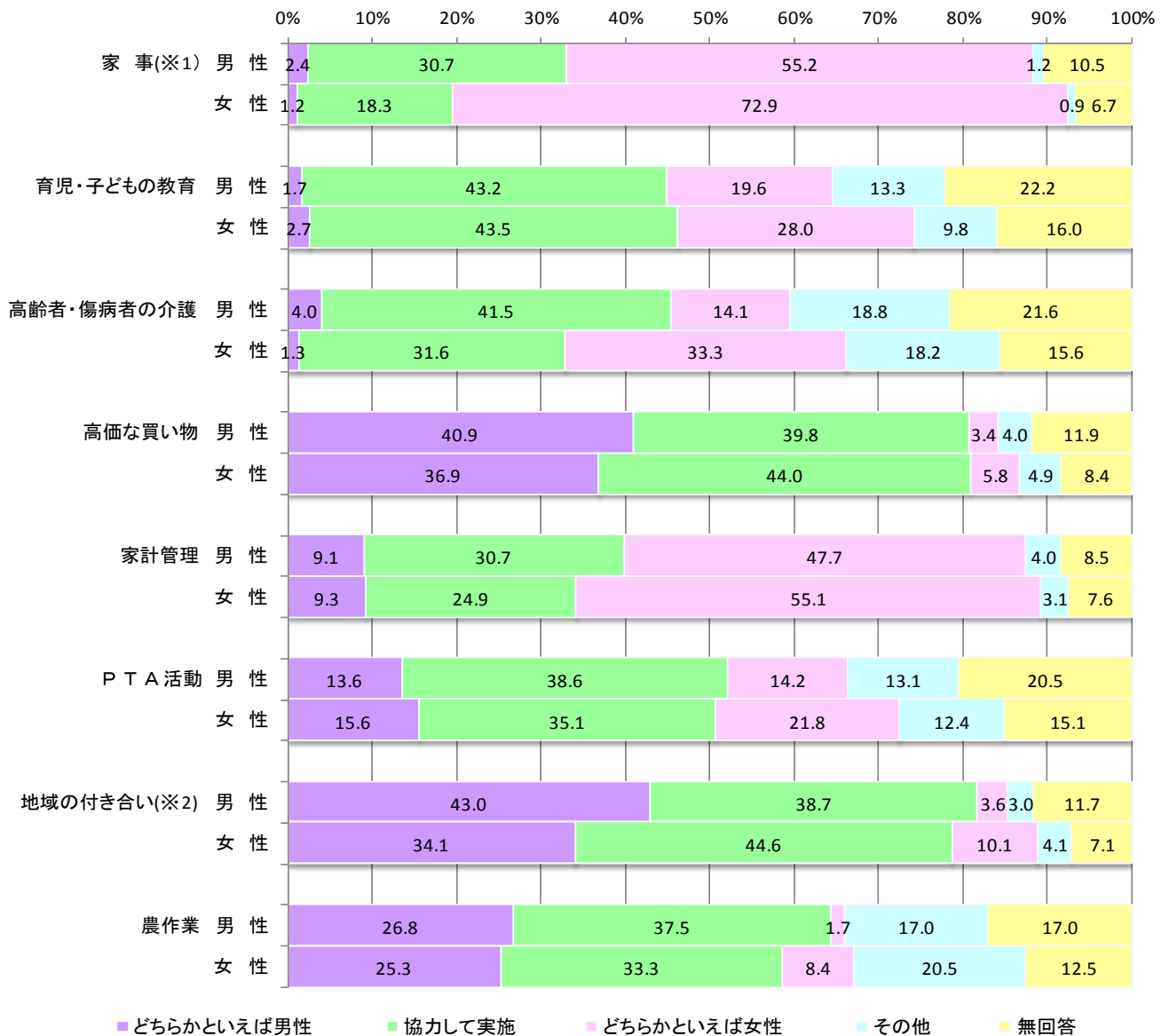
その結果、昭和60年国勢調査では64.8%であった15歳～64歳の生産年齢人口の割合は平成22年国勢調査では57.7%、更に平成32年には51.8%まで減少すると推計されています。これによると平成32年には、15歳～64歳の人1.34人で1人の高齢者を支えなければならないと予測されています。

今後更に、少子高齢化に伴い人口減少と人口構成の変化が進む中、家庭、職場、地域などのあらゆる場面において、男女がともにその個性と能力を十分に発揮し、ともに支え合い、ともに活躍し、ともに協力し合う社会の実現がより一層求められています。

3. 家庭や地域での役割について

(1) 家庭について

●家庭における役割分担の現状について●



※1 家事：食事の支度、食事の後片付け、洗濯、掃除、日常の買い物

※2 地域の付き合い：地区の会合、地域活動、冠婚葬祭

(平成24年「第2次勝山市男女共同参画基本計画策定のための市民意識調査」)

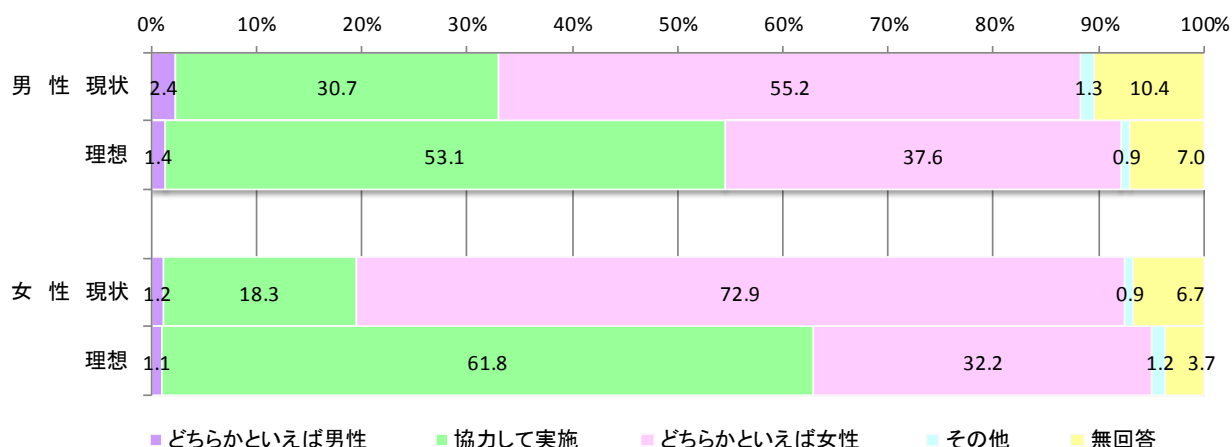
「家庭における役割分担の現状について」によりますと、女性は、食事の支度、食事の後片付け、洗濯、掃除、日常の買い物などの「家事」や「家計管理」を分担し、男性は、地区の会合、地域活動、冠婚葬祭などの「地域の付き合い」を分担していると答えた人の割合が高くなっています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、適切ではないと感じながらも、現実には、家庭においては男女間の固定的な役割分担があることがわかります。

一方、「育児・子どもの教育」「高齢者・傷病者の介護」「高価な買い物」「PTA活動」「農作業」については協力して実施していると答えた人の割合が高くなっています。しかし、「家事」「高齢者・傷病者の介護」については、協力して実施していると答えた人の割合が、男性と女性とで大きく違い、男女の認識に差があることがわかります。

●家事の役割分担の現状と理想について●

「家事」：食事の支度、食事の後片付け、洗濯、掃除、日常の買い物



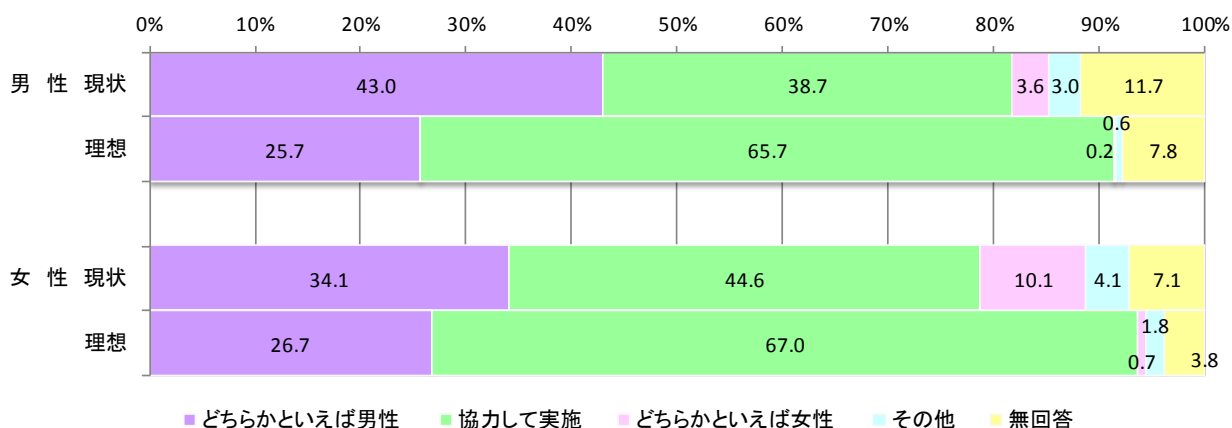
(平成24年「第2次勝山市男女共同参画基本計画策定のための市民意識調査」)

「家事」について、現在、協力して実施していると答えた人は、男性の30.7%に対し、女性は18.3%に留まり、男性と女性の認識に差が大きいことがわかります。

また、理想としては男性53.1%、女性61.8%が「家事」を協力して実施したいと考えていますが、実際に協力して実施していると答えた男性の割合は30.7%しかなく、男性の認識において、現状と理想に乖離が見られます。

●地域の付き合いの役割分担の現状と理想について●

「地域の付き合い」：地区の会合、地域活動、冠婚葬祭

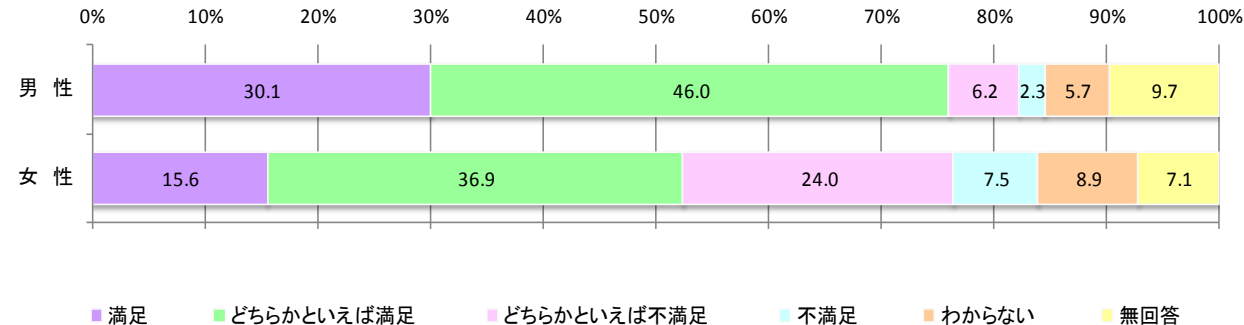


(平成24年「第2次勝山市男女共同参画基本計画策定のための市民意識調査」)

「地域の付き合い」については、現在、協力して実施していると答えた人は、男性の 38.7% に対し、女性は 44.6% と女性の方が男性の割合を上回っています。また、理想としては男性の 65.7%、女性の 67.0% が「地域の付き合い」を協力して実施したいと考えています。

「家事の役割分担の現状と理想について」及び「地域の付き合いの役割分担の現状と理想について」によりますと、「家事」についても「地域の付き合い」についても、協力して実施することが理想と答える人の割合が男女にかかわらず高くなっています。その割合は男性よりも女性の方が高いことから、女性は男性に対し、家事に積極的に参画してほしいと望んでいることがわかります。

●家庭における役割分担の満足について●



(平成 24 年「第 2 次勝山市男女共同参画基本計画策定のための市民意識調査」)

「家庭における役割分担の満足について」では、満足している男性が 76.1% (満足 30.1%、どちらかといえば満足 46.0%) に達しているのに対し、女性は 52.5% (満足 15.6%、どちらかといえば満足 36.9%) に留まっています。

●福井県の有業者の平日の 1 日●

	1 次活動	2 次活動				3 次活動
		仕事時間	家事時間	育児・介護・看護時間	その他	
男 性	10 時間 6 分	8 時間 17 分	9 分	7 分	54 分	4 時間 27 分
女 性	10 時間 4 分	6 時間 3 分	2 時間 18 分	21 分	1 時間 5 分	4 時間 10 分

1 次活動：人間が生きていくうえで生理的に必要な行動〈例：睡眠、食事、身の回りの用事〉

2 次活動：各個人が家庭や社会の一員として行う義務的な行動〈例：通勤・通学、仕事（収入を伴う行動）、学業、家事、介護・看護、育児、買い物〉

3 次活動：各個人の自由裁量時間に行う行動〈例：移動、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、休養・くつろぎ、学習・自己啓発、趣味・娯楽、スポーツ、ボランティア活動・社会参加活動、交際・付き合い、受診・療養、その他〉

(平成 23 年社会生活基本調査)

「福井県の有業者の平日の１日」によりますと、家庭や社会の一員として行う義務的な行動である２次活動にかかる時間のうち、「家事時間」については男性の９分間に対し、女性は２時間１８分となっています。家庭における「家事」の負担が女性に大きくかかっていることがわかります。

●世帯構成について●

自治体名	核家族 世帯率	「夫婦＋両親」 「夫婦＋ひとり親」 世帯率	３世代家族 世帯率	その他の世帯
全 国	56.3%	1.9%	7.1%	34.7%
福井県	52.1%	4.0%	17.5%	26.4%
勝山市	47.6%	6.4%	26.1%	19.9%

(平成２２年国勢調査)

「世帯構成について」によりますと、当市は３世代同居世帯や夫婦と親の同居世帯が多く、家事、育児、地域活動など家庭における役割について、家族内での協力が得やすい状況にあります。

(２) 地域について

４ページの「男女の平等感について」によりますと、「地域」においては５５.８％（男性が優遇１６.１％、どちらかといえば男性が優遇３９.７％）の人が「男性が優遇されている」と感じています。

また、平成２４年１１月現在、勝山市の１１３行政区に女性の区長はひとりもいません。各地区の運営が男性中心に行われている状況にあり、古くからの慣習やしきたりが今も多く残っていることが伺えます。

地区の会合に女性が出席することは一般的ではなく、女性が出席しても発言しにくいのが現状です。更に、市連合婦人会が解散し、各地区婦人会への加入率が低下するなど、地区の運営に女性が参画する仕組みそのものがなくなり、女性の意見が地域社会に反映されにくくなっています。

このようなことから、家庭や地域に根強く残っている、性別による固定的役割分担意識の解消や、慣習、しきたりを見直し、特に地域社会において女性が主体的に地区の運営などに参画できる仕組みづくりが課題となっています。

4. 働く女性を取り巻く環境について

●県内の女性の就業状況と共働き率●

自治体名	女性の人口 (15歳以上) ※1	女性の就業人口 (15歳以上)	女性の 就業率	共働き率
	人	人	%	%
全 国	54,160,917	25,521,682	47.1	45.4
福井県	353,707	180,003	50.9	56.8
勝山市	11,731	5,959	50.8	59.3

※1 女性の人口：女性の労働力人口＋女性の非労働力人口

(平成22年国勢調査)

平成22年国勢調査による本県の女性の就業率(15歳以上人口に占める就業者の割合)は、50.9%(全国47.1%)で、全国第2位となっています。勝山市においても50.8%と全国平均を上回る高い数値になっています。

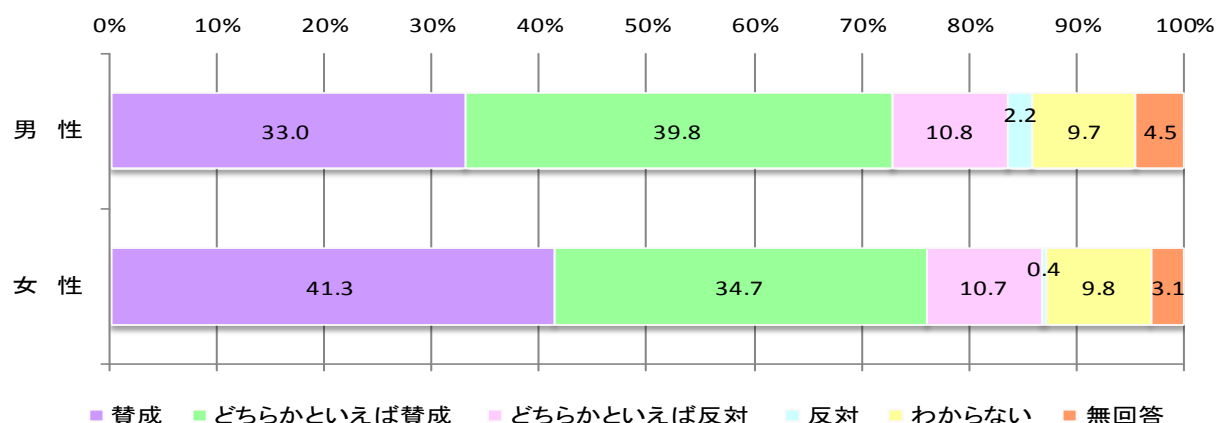
また、共働き率についても、本県は56.8%(全国45.4%)で全国第1位となっており、勝山市はその中でも59.3%と非常に高くなっています。

勝山市では、明治以来の基幹産業である繊維産業が女性の労働力を必要としてきたことが、今日の女性の就業率の高さや共働き率の高さにつながっていると考えられます。

また、本県における全就業者に占める女性の割合は、44.7%(全国42.8%)で、勝山市においては46.4%と、女性は本県本市の産業にとって重要な役割を果たしていると言えます。その一方で、就業者のうち管理的職業従事者(※1)に占める女性の割合は、全国14.0%、本県11.7%、勝山市11.8%(平成22年国勢調査)と県、市ともに全国平均を下回っています。少子高齢化により生産年齢人口が急速に減少し、更に消費者のニーズが多様化する社会においては、働く場においても、女性の意見を反映させていくことが重要です。

※1 管理的職業従事者：事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。

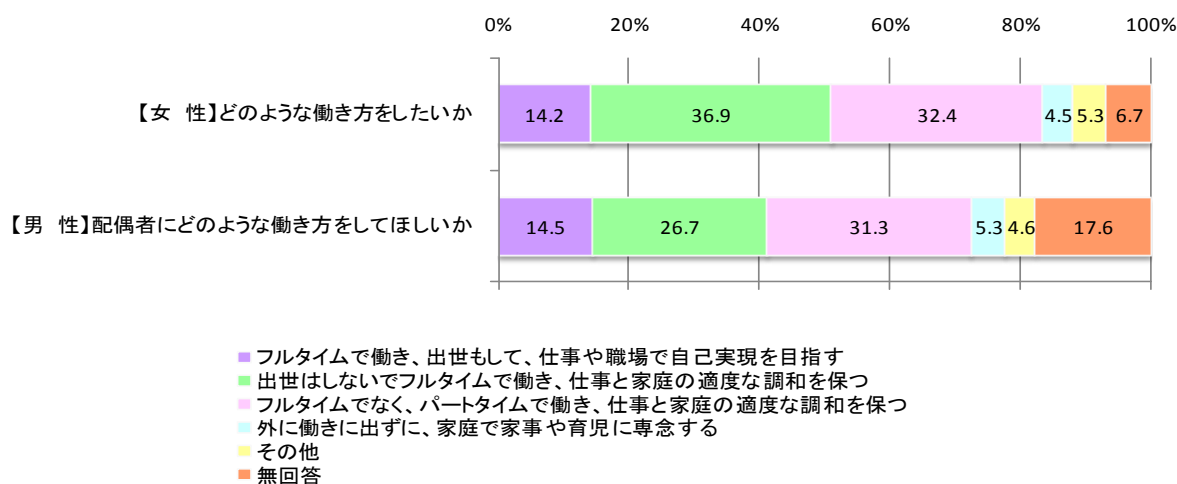
●女性が管理職に就くことについて●



(平成24年「第2次勝山市男女共同参画基本計画策定のための市民意識調査」)

「女性が管理職に就くことについて」によりますと、女性が管理職に就くことに否定的な人の割合は、男性が13.0%（反対2.2%、どちらかといえば反対10.8%）、女性が11.1%（反対0.4%、どちらかといえば反対10.7%）となっています。

●女性の働き方について●



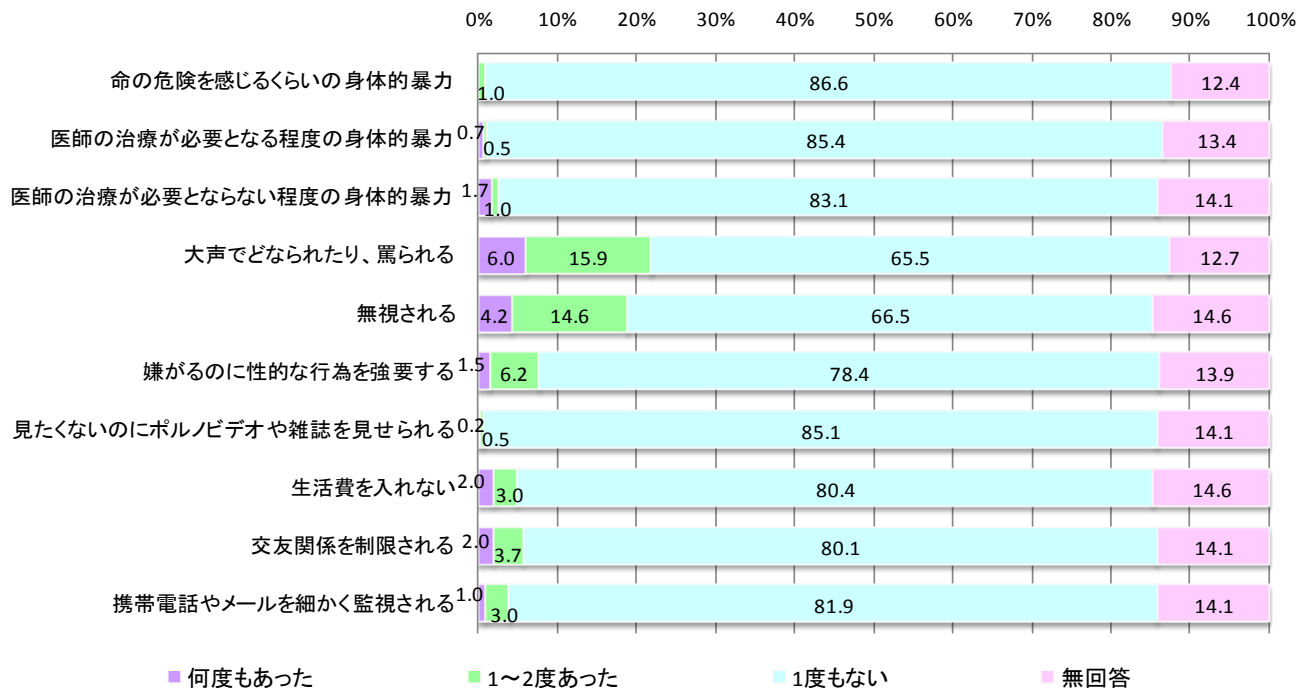
(平成24年「第2次勝山市男女共同参画基本計画策定のための市民意識調査」)

「女性の働き方について」によりますと、女性自身が「フルタイムで働き仕事で自己実現を目指す」働き方よりも「管理職を目指さない」あるいは「パートタイムで、仕事と家庭の適度な調和を保つ」働き方を望む人が多いのが現状です。

このような中、女性自身も企業など働く場を担う一員として、男性とともに責任を担う意識の改革が必要であると同時に、女性が職場で活躍できるよう、男性の意識改革が重要な課題です。

5. 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））について

●配偶者等からこれまでに受けた暴力について●



（平成24年「第2次勝山市男女共同参画基本計画策定のための市民意識調査」）

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））（※1）は、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力であり、被害が潜在化しやすい傾向にあります。

市民意識調査の結果では、「大声でどなられたり、罵られる」ことが一度でもあった人は21.9%、「無視される」ことが一度でもあった人が18.8%となっており、約5人に1人が精神的暴力を受けたことがあるという結果となっています。一方、「命の危険を感じるくらい」、「医師の治療が必要となる程度」、「医師の治療が必要とされない程度」の身体的暴力を一度でも受けたことがある人は4.9%となっています。また、「嫌がるのに性的な行為を強要された」という性的暴力は7.7%、「生活費を入れてもらえない」という経済的暴力は5.0%、社会的暴力である「交友関係を制限される」は5.7%、「携帯電話やメールを細かく監視される」は4.0%の人が一度でも受けたことがあると回答しています。

なお、すべての項目について、女性のみならず、男性もドメスティックバイオレンスを受けたことがあると回答しています。

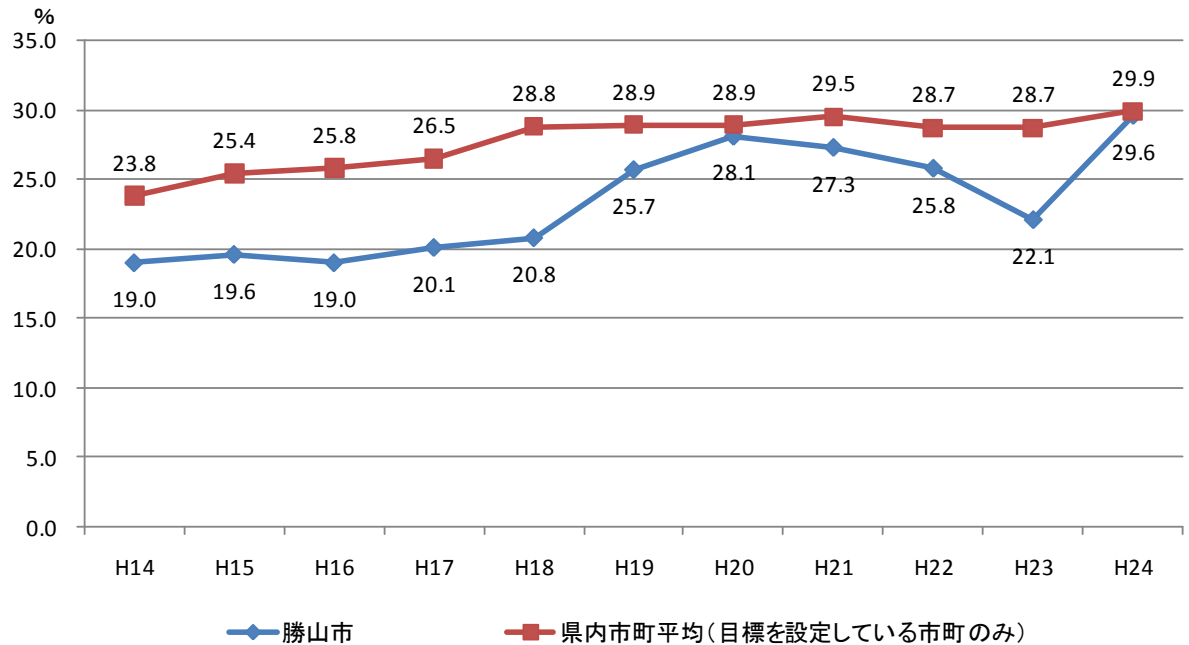
配偶者等からの暴力は、犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現のために克服すべき重要な課題です。

※1 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力で、身体的な暴力に限らず、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力などあらゆる暴力が含まれる。

6. 市の政策、方針決定過程への女性の参画について

●審議会等への女性登用率●

(地方自治法第 202 条の 3、地方自治法第 180 条の 5、要綱・要領に基づく審議会等を含む)



(内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」)

政策や方針の決定においては、多種多様な考え方が公平公正に反映されなければなりません。平成14年に19.0%であった市の審議会等への女性の登用率は、平成24年には29.6%と県内市町の平均値に近づいていますが、市の目標である40.0%と比較するとまだまだ低い状況です。

このことから、男性の考えとともに女性の考えや価値観が生かされるよう、あらゆる分野で女性の参画の推進を図るとともに、女性の能力開発や人材育成に積極的に取り組むことが重要です。

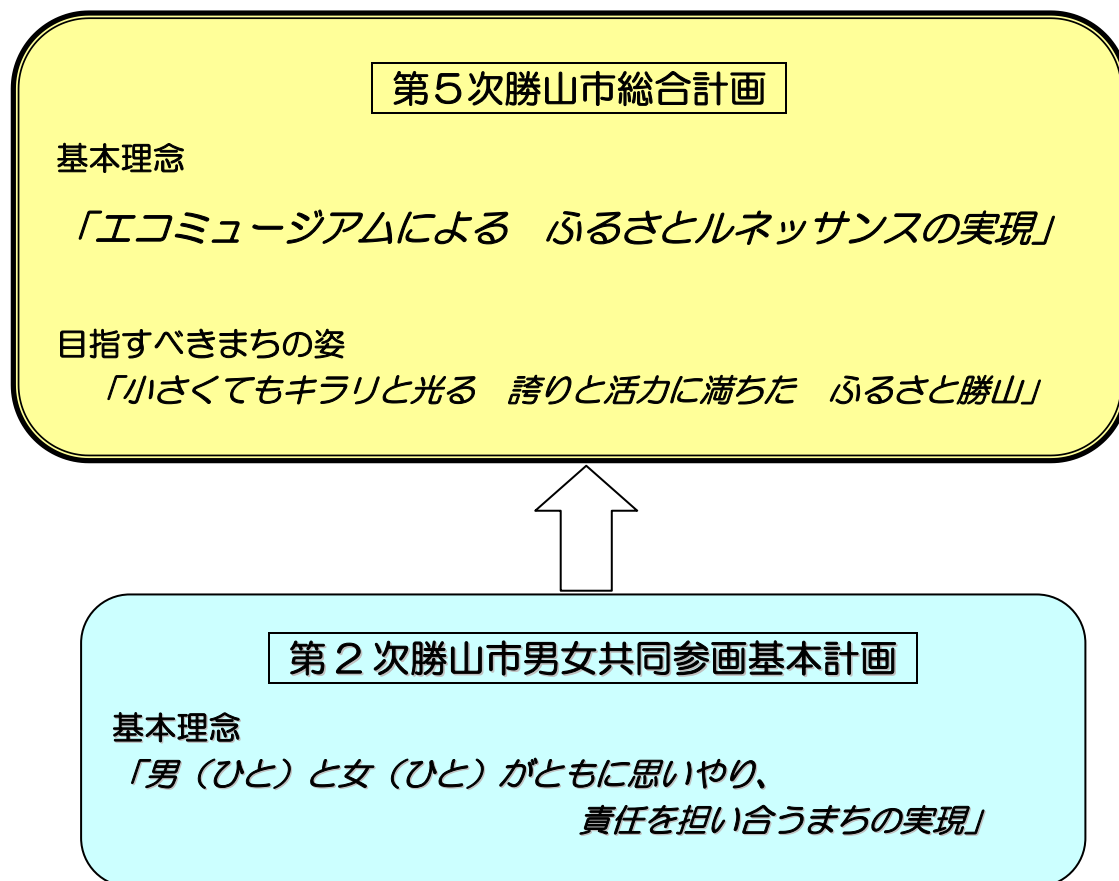
第3章

計画の基本理念



H21年度 男女共同参画ポスター
最優秀作品 三屋 莉奈 さん

第3章 計画の基本理念



本計画では、勝山市男女共同参画推進条例の基本理念を継承しつつ、社会情勢の変化を踏まえ、「男（ひと）と女（ひと）がともに思いやり、責任を担い合うまちの実現」を基本理念とし、第5次勝山市総合計画に掲げた基本理念「エコミュージアムによる ふるさとルネッサンスの実現」、目指すべきまちの姿「小さくてもキラリと光る 誇りと活力に満ちた ふるさと勝山」を実現するために、男女が性別や年齢に捉われることなくお互いの人権を尊重して暮らせる「勝山型男女共同参画社会」の実現を目指します。

勝山市男女共同参画キャッチフレーズ
「男女参画 はじめの一步は 思いやり」

第4章

計画を推進するための 5つの視点



H21年度 男女共同参画ポスター
最優秀作品 まえがわ しゅうと さん

第4章 計画を推進するための5つの視点

1. 学習機会の提供、啓発活動の推進

依然として家庭や地域に残る性別による固定的役割分担意識の解消を図り、男女がお互いの生き方、考え方など個性を尊重することができるよう市民一人ひとりの意識改革を図ります。そのため、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場を通じた学習機会の提供や意識啓発活動の実施により、男女共同参画に対する理解のより一層の浸透を図ります。

特に、幼児期や小中学校での教育は、男女平等意識の醸成に大きな影響があります。将来を担う子どもたちが、個性と能力を発揮し、主体的に多様な生き方の選択ができるよう教育の推進を図ります。

また、女性が男性とともにあらゆる分野に主体的に参画し、その責任を担えるよう学習の機会を提供し、女性の能力開発を進めます。

2. 審議会等へのクォータ制の導入、行政協力員への女性の参画推進

将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるためには、あらゆる分野における施策や意思決定の場に男女がともに参画する必要があります。地域社会や政策形成・方針決定の場に女性が自主的に参加し、存在感をもって行動するエンパワーメント（※1）を進めるため、まず市が率先して、審議会等へのクォータ制（※2）の導入を図ります。

また、地区や集落においては、性別による固定的役割分担意識が根強く残っており、市が行政協力員（※3）として委嘱している各地区の区長は全員が男性となっています（平成24年度現在）。少子高齢化、過疎化が進行する中、いつまでも安心して暮らせる地域づくりには、女性の視点が不可欠です。地域における女性の意見を反映するため、行政協力員として女性が参画できるよう制度化を図り、地域における男女共同参画を推進します。

※1 エンパワーメント：「よりよい社会へと変えていく力、責任を持って社会を築いていく力を身につけること」をいい、女性が政治、経済、社会、家庭などのあらゆる分野において、自分達のことは自分で決め、行動できる能力をつけパワーアップしようとする事。

※2 クォータ制：性別を基準に、一定の比率を割り当てる制度。公的機関・委員会等の構成員の男女比率に偏りが無いようにする仕組み。

※3 行政協力員：勝山市独自の制度で、行政からの連絡事務や、地域の意見を行政に反映させるための業務等を行う行政と地域の橋渡し役。現在は区長に委嘱している。

3. ワーク・ライフ・バランスの推進

男性に多い、長時間労働を前提とした仕事中心の生活や地域の付き合いに偏った家庭での役割分担を見直し、男性が家事や育児・介護に参画できる環境の整備を図ります。一方、家庭での役割分担が家事に偏った女性の生活を見直し、女性が仕事、地域活動、社会活動に参画できる環境の整備を図ります。

また、安心して子どもを産み育てられるように、子育てを地域の問題として捉え、地域で支え合う子育て環境の整備を図ります。

高齢化に伴い長期化する傾向にある高齢者介護は、介護者にとり、精神的、身体的負担が大きいため、仕事や社会活動との両立が難しくなっています。介護は女性の役割であるといった意識を改め、男性の主体的な参画を啓発するとともに、地域で支える介護サービスの充実を図ります。

また、女性には子どもを産むという女性にしかできない役割があります。そのため、女性は男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていけるよう取り組みを進めます。

ワーク・ライフ・バランス（※1）の推進には、事業所の理解や労働時間短縮等の取り組みの推進が欠かせないため、事業所に対する普及啓発に努めます。

4. ノーマライゼーション、バリアフリーの実現

乳幼児、高齢者、障がい者、健常者、外国人など様々な状況にあるすべての人々が、家庭や地域で健康で安心して暮らすため、ノーマライゼーション（※2）の理念に基づき、心のバリアフリー（※3）も含めたバリアフリーに配慮した環境整備を進めます。

性別や年齢や障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりがいきいきと安心して心豊かな生活ができる環境整備を図ります。

※1 ワーク・ライフ・バランス：「仕事」と「生活」の調和を図ること。働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

※2 ノーマライゼーション：障がい者や高齢者と健常者が特別に区別されることなく、社会生活を共に営むことが正常で望ましい社会の姿であるとする考え方。

※3 バリアフリー：障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が社会生活をする上で、生活の支障となる障害を取り除こうという考え方。

5. 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））防止対策

暴力はいかなる理由があっても許されるものではありません。特に女性が被害者となるケースが多い配偶者等からの暴力は、被害が潜在化しやすく犯罪行為を含む重大な人権侵害であることを認識し、その根絶に向けて取り組むとともに、被害者に対する支援体制の整備について関係機関との連携を進めます。

また、職場におけるハラスメント（※1）や、学校現場における児童、生徒間のいじめや教職員による児童、生徒に対する体罰は、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、個人の能力発揮を妨げる許されない行為です。こうしたハラスメントの防止についての啓発活動を進めます。



※1 ハラスメント：嫌がらせ、いじめ。性的な言動で他の者を不快にさせるセクシュアル・ハラスメントや、人間関係における優位な力関係を背景に相手に精神的・身体的な苦痛を与えたり、職場環境を悪化させるパワー・ハラスメントなどがある。

第5章

計画の体系



H 2 2 年度 男女共同参画ポスター
最優秀作品 竹島 萌乃 さん

第5章 計画の体系

本計画では基本理念を実現するために、5つの基本目標を定めています。

以下は、計画を推進するための5つの視点と5つの基本目標の相互の関係をイメージ化したものです。

5つの視点は、それぞれ同じ番号の基本目標を実現するための手段ですが、他の基本目標の実現のためにも大切な考え方となっています。

		【第4章】 計画を推進するための5つの視点				
		1 学習の機会の提供、啓発活動の推進	2 審議会等へのクオータ制の導入、行政協力員への女性の参画推進	3 ワーク・ライフ・バランスの推進	4 ノーマライゼーション、バリアフリーの実現	5 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））防止対策
【第6章】基本目標	1 人権を尊重した男女共同参画社会の実現	◎	○	○	○	○
	2 すべての人で支え合う社会の実現	○	◎	○	○	
	3 ゆとりある生活ができる社会の実現	○	○	◎	○	
	4 あらゆる差別のない社会の実現	○			◎	○
	5 互いの尊厳を守る社会の実現	○			○	◎

本計画の体系は、次のとおりです。

基本目標	重点目標	施策の方向
1 男女共同参画社会の実現 人権を尊重した	1. 家庭や地域での慣習、しきたりの見直しや意識改革	1 情報の提供 2 意識啓発活動の推進 3 市民の主体的な活動に対する支援
	2. 多様な生き方の選択を可能にする教育、学習の充実	1 学校等での男女共同参画の基礎となる教育の推進 2 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進 3 国際的協調の推進と異文化に対する理解促進
2 すべての人で支え合う社会の実現	1. 政策、方針決定過程への女性の参画促進	1 市の施策、方針決定過程への女性の参画促進 2 各種団体、事業所等における女性の参画促進 3 リーダーの養成など人材育成の推進
	2. 地域における女性の参画促進	1 地域コミュニティにおける女性の参画促進 2 防災の分野における女性の参画促進 3 男女協働による環境に配慮したまちづくりの推進
	3. 働く場における男女の均等な機会、待遇の確保	1 男女の均等な機会と待遇確保の推進 2 働く女性の母性保護
	4. 農林業、自営業における女性の地位向上と支援	1 農林業、自営業における方針決定過程への女性の参画促進と地位向上 2 意欲ある女性の起業に対する支援
3 現 ゆとりある生活ができる社会の実現	1. 子育て環境の充実	1 多様な働き方に対応した、子育て支援の充実、保育サービスの充実
	2. 介護サービスの充実	1 家庭、地域で支え合う介護サービスの充実
	3 「仕事」と「生活」の両立のための支援	1 事業所における「仕事」と「生活」の両立のための制度の定着促進 2 意識啓発活動の推進 3 男性の家事、育児への参加促進
	4. 生涯にわたる健康づくりの支援	1 様々な年代に応じた健康づくりの支援 2 妊娠、出産における健康支援
4 社会の実現 差別的ない	1. 高齢者、障がい者、外国人が安心して暮らせる環境整備	1 高齢者等への福祉サービスの充実 2 高齢者等の社会参加、自立への支援 3 在住外国人への情報提供、相談体制の充実 4 ノーマライゼーションの理念に基づく、バリアフリー化の実現
5 現 守る社会の実現 互いの尊厳を	1. 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））の根絶	1 暴力根絶の理解促進と啓発活動の推進 2 関係機関等との連携、相談、支援体制の整備
	2. ハラスメントの防止	1 パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント防止の啓発、教育

第6章

基本目標と数値目標



H22年度 男女共同参画ポスター
最優秀作品 上山 遥子 さん

第6章 基本目標と数値目標

基本目標



人権を尊重した男女共同参画社会の実現

一人ひとりの人間がお互いの生き方、考え方など個性を尊重し合う意識を持つことができるよう、あらゆる機会を通じ意識啓発に努め、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場を通じた教育、学習の充実を図り、人権を尊重した男女共同参画社会の実現を目指します。

重点目標1. 家庭や地域での慣習、しきたりの見直しや意識改革

施策の方向		具体的施策	担当課
			総合計画 政策項目
1	情報の提供	男女共同参画に関し、積極的に活動している団体、女性リーダー等を市広報紙で紹介します。	秘書・広報課 広報の充実
		市広報紙や市ホームページを利用し、男女共同参画に向けた積極的な啓発活動を行います。	未来創造課 男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
		各公民館の「公民館だより」に男女共同参画に関するコーナーを設け、地域住民への情報提供を行います。	生涯学習・スポーツ課 男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
2	意識啓発活動の推進	男女共同参画に関する講演会や研修会を開催し、広く市民に参加を呼びかけます。	未来創造課 商工振興課 生涯学習・スポーツ課 男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
		県の男女共同参画月間（6月）に合わせ街頭啓発やパネル展示を行います。	未来創造課 男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
		男女共同参画に関するポスター等を募集し、応募作品を活用した意識啓発を図ります。	未来創造課 男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
		市民意識調査を実施し、課題を探り施策に反映させます。	未来創造課 男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
		地域における各種団体間で情報交換できる機会を確保します。	生涯学習・スポーツ課 男女がともに思いやり責任を担う社会の実現

3	市民の主体的な活動 に対する支援	女性が積極的に活躍できる場の提供を 図ります。	全 課
			市民活動の推進
		勝山市男女共同ネットワークの活動を 支援します。	未来創造課
			男女がともに思いやり責任 を担う社会の実現

重点目標 2. 多様な生き方の選択を可能にする教育、学習の充実

施策の方向		具体的施策	担当課
			総合計画 政策項目
1	学校等での男女共同 参画の基礎となる教 育の推進	男女共生の実現に向け人権尊重の精神 に基づいた学校教育を推進します。	学校教育課
			心豊かでたくましい児童・生 徒を育てる学校教育の充実
		幼児期から個性を尊重し、敬愛の心を培 う保育、教育を推進します。	福祉・児童課
			男女がともに思いやり責任 を担う社会の実現
2	男女共同参画の視点 に立った生涯学習の 推進	地域行事や公民館学級等で、子どもたち が性別に捉われず、多様な生き方の可能 性を探れるよう、体験や学習の機会を提 供します。	生涯学習・スポーツ課
			学習機会と施設の充実
		男女が各人の個性を伸ばし、性別に捉わ れず心豊かで生きがいのある人生が送 れるよう、生涯学習の機会の充実を図り ます。	生涯学習・スポーツ課
			学習機会と施設の充実
3	国際的協調の推進と 異文化に対する理解 促進	異文化に対する理解を深め、国際感覚を 身につけるため、国際交流サロンなどの 講座の開催及び国際交流員による小中 学校訪問を実施します。	未来創造課
			国際交流の推進

市民の皆様は…

- ・男女共同参画に関する広報紙や啓発チラシに目を通しましょう。
- ・家庭や職場で男女共同参画を話題にしましょう。
- ・講座や講演会に参加しましょう。

基本目標

2

すべての人で支え合う社会の実現

男女共同参画社会の実現のためには、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場において、施策や意思の決定に男女がともに参画し、男性の意見や考え方とともに、女性の意見や考え方を反映させていくことが重要です。すべての人が活躍でき、すべての人で支え合う、将来にわたって持続可能な社会の実現を目指します。

重点目標 1. 政策、方針決定過程への女性の参画促進

施策の方向		具体的施策	担当課
			総合計画 政策項目
1	市の施策、方針決定過程への女性の参画促進	審議会等の委員構成における男女比率について、クォータ制を導入し、要綱の改正を実施します。	未来創造課
			男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
		審議会等への委員登用について、できるだけ重複を避け、公募による委員枠を設定し、男女のバランスのとれた委員構成とします。	全 課
			男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
		各種事業所の模範となるよう、市における女性管理職登用を見据えた職員配置、研修を行います。	総務課
			男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
		定期的に委員の登用状況を把握し、女性の参画促進を図ります。	未来創造課
			男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
2	各種団体、事業所等における女性の参画促進	地域で活躍する人材の発掘に努め、人材リストを整備し、広く活用を図ります。	未来創造課
			男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
		女性の政治分野への関心を高めるための広報活動を行います。	未来創造課
			男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
		女性が積極的に活躍できる場の提供を図ります。	全 課
			市民の市政への参画推進
		各種団体等の主体的な活動や、団体、事業所等における意思決定過程への女性の参画促進を支援します。	全 課 市民の市政への参画推進

3	リーダーの養成など 人材育成の推進	地域で活躍する人材を発掘し、人材の育成を図ります。	全 課
			男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
		女性の能力開発やリーダー養成のための学習会の開催や、関係機関が実施する講座などの情報を積極的に提供します。	全 課
			男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
		各種講座の講師に女性を登用するなど、女性がリーダーとして積極的に活動できる場の提供を図ります。	全 課
			男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
		市が主催する講演会等にはチャイルドルームを設置し、女性が参加しやすい環境整備を図ります。	全 課
			男女がともに思いやり責任を担う社会の実現

重点目標 2. 地域における女性の参画促進

施策の方向		具体的施策	担当課
			総合計画 政策項目
1	地域コミュニティにおける女性の参画促進	各地区の区長に委嘱している行政協力員として、女性が参画できるよう制度設計を行います。	総務課
			市民が主体となった地域力の向上
		各地区、各町内の事業構築、方針策定などを行う役員会に、女性が参画できるような支援を行います。	総務課
			市民が主体となった地域力の向上
		エコミュージアムによるまちづくりを進める中で、男女がともに参画できる環境整備を図ります。	未来創造課
2	防災の分野における女性の参画促進	公民館を拠点とした様々な地域活動において、男女の相互理解、協力の推進を図ります。	市民活動の推進
			生涯学習・スポーツ課
			市民が主体となった地域力の向上
3	男女協働による環境に配慮したまちづくりの推進	3R（リサイクル、リユース、リデュース）活動やマイバッグ運動など、職場や家庭における身近な省エネ活動に女性の関心や経験を活かします。	消防署
			消防体制の充実
		勝山をきれいにする運動など、環境保全活動に男女がともに参画できる環境整備を図ります。	総務課
			総合的な防災体制の確立
		3R（リサイクル、リユース、リデュース）活動やマイバッグ運動など、職場や家庭における身近な省エネ活動に女性の関心や経験を活かします。	環境政策課
			低酸素社会の構築
		勝山をきれいにする運動など、環境保全活動に男女がともに参画できる環境整備を図ります。	環境政策課
			環境保全・保護、美化活動の推進

重点目標 3. 働く場における男女の均等な機会、待遇の確保

施策の方向		具体的施策	担当課
			総合計画 政策項目
1	男女の均等な機会と待遇確保の推進	事業所や労働者に対し、男女雇用機会均等法等の労働に関する情報を提供し、労働者が抱える問題や悩みに関する相談窓口を紹介します。	商工振興課
			男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
2	働く女性の母性保護	国県等と連携し、事業主等を対象とした、仕事と子育て、介護の両立に関する研修会の開催やリーフレットの配布を通して、各種制度についての情報を提供します。	商工振興課
			男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
		妊娠、出産、育児について情報提供や学習機会の充実を図り、安心して妊娠、出産、育児できるよう環境の整備を図ります。	健康長寿課
			男女がともに思いやり責任を担う社会の実現

重点目標 4. 農林業、自営業における女性の地位向上と支援

施策の方向		具体的施策	担当課
			総合計画 政策項目
1	農林業、自営業における女性の参画促進と地位向上	商工会議所等と連携し、専門分野の研修会やセミナーへの女性の参加を呼びかけ、働く女性の地位向上を促します。	商工振興課
			男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
		農業委員の選出過程において、女性の参画が進むよう促します。	農業委員会事務局
			男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
2	意欲ある女性の起業に対する支援	認定農業者の家族経営協定において夫婦共同申請を呼びかけるなど、女性の農業における労働条件、就業条件の整備を図ります。	農業政策課
			集落を基盤に考える地域農業の振興
		商工会議所等と連携し、女性起業家および起業しようとしている女性に対し、研修会やセミナー、相談会への積極的な参画を呼び掛けるとともに、各種助成制度の利用促進を図りながら支援を行います。	商工振興課
			起業家の育成・支援

市民の皆様は…

- 家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる場において、男女相互の理解に努めましょう。
- 勝山市や国、県の政策に興味、関心を持ち、方針決定に参画しましょう。
- 各地区の運営や活動に積極的に参加しましょう。



H 2 3 年度 男女共同参画ポスター
最優秀作品 立壁 伊織 さん

基本目標

3

ゆとりある生活ができる社会の実現

男女共同参画社会は、女性がその個性と能力を発揮することにより、男性がより暮らしやすくなる社会でもあります。そのため、仕事だけでなく家庭や地域でも男女がそれぞれに役割を果たせるよう、「仕事」と「生活」の調和を図ることが重要です。

すべての人があらゆる分野で活躍するために、国や県と連携し、市内事業所に積極的に働きかけ、仕事と育児や介護との両立のための制度の普及や定着を図ります。

ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、男女がともにゆとりを持ち、生涯にわたり健康で、自分らしく豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指します。

重点目標 1. 子育て環境の充実

施策の方向		具体的施策	担当課
			総合計画 政策項目
1	多様な働き方に対応した、子育て支援の充実、保育サービスの充実	子ども医療費助成、すくすく育成奨励金、保育料の軽減、放課後児童対策の無料化、児童インフルエンザワクチン予防接種助成などの施策を実施し、子育て支援の充実を図ります。	福祉・児童課
			子育て支援策の充実
		地域における子育て支援サービスの充実、多様なニーズに対応した保育の実施、子どもの居場所づくりなどに関する施策を実施し、子育て環境の充実を図ります。	福祉・児童課
			子育て環境の充実

重点目標 2. 介護サービスの充実

施策の方向		具体的施策	担当課
			総合計画 政策項目
1	家庭、地域で支え合う介護サービスの充実	在宅介護を支援するために、ヘルパー等介護の専門家による介護方法の指導や相談の充実を図ります。	健康長寿課
			高齢者介護体制の充実
		安心して住みなれた地域で過ごせるよう、関係機関と連携し、介護者の負担軽減やこれから介護に関わる方への情報提供を図ります。	健康長寿課
			高齢者介護体制の充実
		介護制度や認知症に関する普及啓発、家族への支援、地域の見守り活動の推進や成年後見制度の周知を図ります。	健康長寿課
			高齢者介護体制の充実

重点目標 3. 「仕事」と「生活」の両立のための支援

施策の方向		具体的施策	担当課
			総合計画 政策項目
1	事業所における「仕事」と「生活」の両立のための制度の定着促進	国県等と連携し、事業主等を対象に「仕事」と「生活」の両立に関する研修会を開催します。	商工振興課 男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
		事業主に対し、「仕事」と「生活」の両立に関する各種支援制度の情報を提供し、育児休業、介護休業制度の普及定着を働きかけます。	商工振興課 男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
		勤労者に対し、各種講座、研修会の受講を奨励し、日常生活の充実度向上の支援を行います。	商工振興課 男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
2	意識啓発活動の推進	公共施設や量販店等において、「仕事」と「生活」の両立に関する啓発展示や、リーフレットの配布を実施し意識の向上を図ります。	未来創造課 男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
3	男性の家事、育児への参加促進	男性の家事、育児参加を促進するための啓発活動や体験の機会を設け、意識改革を図ります。	未来創造課 男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
		子育て支援センターにおいて父親が参加しやすい行事の設定をし、育児への参加の啓発を実施します。	福祉・児童課 子育て環境の充実
		公民館学級等を通して、男性の家事等への参加促進、父親の家庭教育への参画を図ります。	生涯学習・スポーツ課
			学習機会と施設の充

重点目標 4. 生涯にわたる健康づくりの支援

施策の方向		具体的施策	担当課
			総合計画 政策項目
1	様々な年代に応じた健康づくりの支援	健康づくりに取り組む組織等を支援し、健康づくりを推進するとともに、健康増進施設を活用し健康運動の推進を図ります。	健康長寿課
			健康づくり活動の推進
		がん検診、健康教育、相談、訪問等保健サービスの充実を図り健康づくりを推進します。	健康長寿課
			保健サービスの充実

		すべての人が健康な生活を送れるよう、誰もが気軽に親しめる生涯にわたるスポーツの機会を提供します。	生涯学習・スポーツ課 競技スポーツと生涯スポーツの推進
2	妊娠、出産における健康支援	保健サービスの充実を図り、妊娠、出産、子育てにおける心と身体の健康づくりを推進します。	健康長寿課 保健サービスの充実

市民の皆様は…

- やりがいがある仕事と、家族と過ごす時間や、地域活動に参加する時間とのバランスを大切にしましょう。
- 家族が協力して、家事や育児、介護を行いましょう。
- 定期的に健康診断やがん検診を受け、健康管理に努めましょう。



基本目標

4

あらゆる差別のない社会の実現

すべての人が生涯にわたり安心して生活を送ることは、男女共同参画社会の実現の前提と言えます。また、高齢者、障がい者、子ども、女性、男性などすべての人が、互いに尊重し支え合い、自分らしく生き、社会参加ができる、ノーマライゼーションの推進が重要です。

性別や年齢、障害の有無に関わらず、あらゆる人が心豊かに暮らし、社会活動に参画できるよう、ノーマライゼーションの理念に基づいた差別のない社会の実現を目指します。

重点目標 1. 高齢者、障がい者、外国人が安心して暮らせる環境整備

施策の方向		具体的施策	担当課
			総合計画 政策項目
1	高齢者等への福祉サービスの充実	多様化する高齢者ニーズに応じた介護サービスの充実を図ります。	健康長寿課 高齢者介護体制の充実
		勝山市老人福祉計画、介護保険事業計画に沿って日常生活圏域ごとの介護基盤整備を進めます。	健康長寿課 高齢者介護体制の充実
		放課後等児童デイサービス等障害福祉サービスの充実により、安心して皆が働き、生活できるような体制の推進を図ります。	福祉・児童課 障がい者福祉の充実
		家族、ボランティア、地域、行政など社会全体で連携し、地域の実情に対応できるよう体制の整備を図ります。	福祉・児童課 地域福祉施策の充実
		介護予防事業を充実し、高齢者の生きがいや健康づくりを推進します。	健康長寿課 高齢者の自立支援の推進
		地域のボランティア（地域いきいきサポーター）を養成し、高齢者の社会参加を促すとともに高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目指します。	健康長寿課 高齢者の自立支援の推進
2	高齢者等への社会参加、自立への支援	安心して住みなれた地域で過ごせるよう、日常生活支援事業の充実を図ります。	健康長寿課 高齢者の自立支援の推進
		老人クラブ、地区サロン、シルバーサロンなど社会活動参加の推進を図ります。	健康長寿課 高齢者の自立支援の推進
		地域活動支援センターの充実や障害者計画相談支援など、障害のある人が社会に参加し、自立した生活を営めるようサービスの整備を図ります。	福祉・児童課 障がい者福祉の充実

3	在住外国人への情報提供、相談体制の充実	関係機関と連携し、外国人対象の相談体制の充実を図ります。	未来創造課
			国際交流の推進
		日本語を学習する機会や情報提供の場を設けます。	未来創造課
			国際交流の推進
4	ノーマライゼーションの理念に基づく、バリアフリー化の実現	高齢者や障がい者などあらゆる状況にある様々な人が、普通に安心して生活できるよう、公共施設等のバリアフリー化を図ります。	建設課
			道路網の整備
			建設課
			都市政策課
			新体育館整備課
			公園緑地の整備
		高齢者等が利用しやすいバス体系を整備します。	都市政策課
			中心市街地の整備
		鉄道事業者と連携し、駅の手すりの設置やバリアフリー化を進めます。	環境政策課
			乗りやすい鉄道の整備と利用促進

市民の皆様は…

- ・障がい者や高齢者と健常者を区別しないノーマライゼーションの理念を理解しましょう。
- ・様々な状況にあるすべての人が安心して心豊かに生活できるよう、心のバリアフリーに努めましょう。



H24年度 男女共同参画ポスター
最優秀作品 竹島 萌乃 さん

基本目標



互いの尊厳を守る社会の実現

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））は、一方が暴力によって他方を支配するという行為であり、犯罪行為を含む重大な人権侵害です。配偶者等からの暴力のうち、特に女性に対する暴力の背景には、経済的、社会的に男性が優位に立っているという性意識があります。また、内閣府の調査（平成24年）によれば、既婚女性の3人に1人がドメスティック・バイオレンス被害を経験し、23人に1人の女性が生命に危険を感じる程の暴力を受けていると報告されています。

配偶者等からの暴力は、男女共同参画社会の実現のために克服すべき重要な課題であり、その根絶に向けた取り組みを進めます。更に、児童虐待、高齢者虐待などあらゆる家庭内暴力の防止に向けて関係機関との連携を深め、すべての人がお互いの尊厳を守れる社会の実現を目指します。

重点目標1．配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））の根絶

施策の方向		具体的施策	担当課
			総合計画 政策項目
1	暴力根絶の理解促進と啓発活動の推進	街頭啓発活動、学校、企業、施設等訪問啓発活動を実施し、人権尊重の理解促進を図ります。	未来創造課
			人権尊重の社会づくりの推進
		関係機関と連携して啓発活動の推進を図ります。	福祉・児童課
			人権尊重の社会づくりの推進
		男女共生の実現に向け人権尊重の精神に基づいた学校教育を推進します。	学校教育課
			心豊かでたくましい児童・生徒を育てる学校教育の充実
2	関係機関等との連携、相談、支援体制の整備	女性に対する暴力をなくす運動週間（11月）に併せて、認識を深めるためのリーフレットの配布等による啓発活動を行います。	未来創造課、福祉・児童課 生涯学習・スポーツ課
			人権尊重の社会づくりの推進
		配偶者等からの暴力に関する相談窓口についてのリーフレット等を公共施設や市内量販店等に設置し、広く周知します。	未来創造課
			人権尊重の社会づくりの推進
		庁内関係各課及び関係機関と連携を深め、相談、支援体制の強化を図ります。	未来創造課 福祉・児童課 建設課
			人権尊重の社会づくりの推進

重点目標 2. ハラスメントの防止

施策の方向		具体的施策	担当課
			総合計画 政策項目
1	パワー・ハラスメント やセクシュアル・ハラ スメント防止の啓発、 教育	事業所に啓発用リーフレットを配布し、ハラスメント防止の趣旨を周知します。	商工振興課
			人権尊重の社会づくりの推進
		事業所を通じ、ハラスメントにかかる相談窓口等の情報を提供します。	商工振興課
			人権尊重の社会づくりの推進
		学校現場におけるいじめや体罰等の問題を未然に防止するため、教職員を対象とした啓発を行います。	学校教育課
			心豊かでたくましい児童・生徒を育てる学校教育の充実
		学校において人権教育を推進します。	学校教育課
			心豊かでたくましい児童・生徒を育てる学校教育の充実

市民の皆様は…

- 配偶者等からの暴力やハラスメントについて正しい知識を持ちましょう。
- もし、被害にあったら、ひとりで悩まず県健康福祉センター、市福祉事務所などの相談機関や警察に相談しましょう。
- 他人の被害に気づいたら、警察や関係機関に通報しましょう。



6

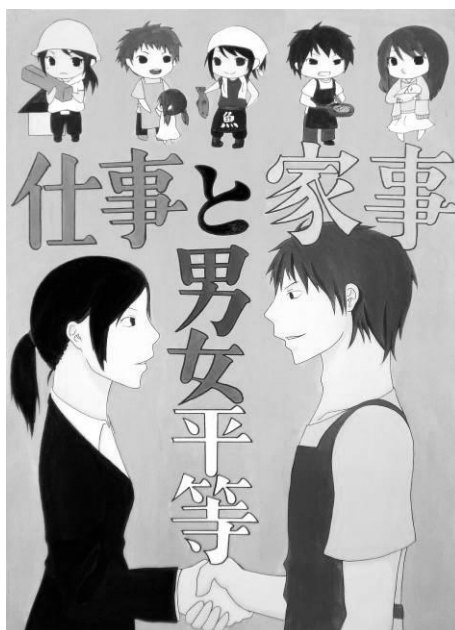
数値目標

	項 目	現状	目標 (平成 33 年度)	担当課
				総合計画 政策項目
1	家庭における男女の平等感「平等」と感じている市民の割合	27.0% (平成 24 年)	40.0%	未来創造課
				男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
2	地域における男女の平等感「平等」と感じている市民の割合	32.0% (平成 24 年)	35.0%	総務課
				未来創造課 男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
3	市の審議会等への女性委員の登用割合	29.6% (平成 24 年)	40.0%	全課
				男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
4	女性の「地区別行政協力員」の配置地区数	0 地区 (平成 24 年)	全 10 地区	総務課
				市民が主体となった地域力の向上
5	父親参加型事業に参加した父親の満足度	80.0% (平成 24 年)	90.0%	福祉・児童課
				子育て環境の充実
6	男女共同参画啓発講座受講者のうち男性の割合	10.0% (平成 24 年)	30.0%	未来創造課
				男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
				生涯学習・スポーツ課
				学習機会と施設の充実
7	ふくい女性活躍支援企業（※ 1）登録事業所数	2 社 (平成 24 年)	5 社	商工振興課
				男女がともに思いやり責任を担う社会の実現
8	介護サービス利用率	92.8% (平成 23 年度)	95.0%	健康長寿課
				高齢者介護体制の充実
9	配偶者や恋人など親密な間柄における身体的、精神的、性的、経済的、社会的暴力をドメスティック・バイオレンスと認識する人の割合	—	100.0%	未来創造課
				福祉・児童課 人権尊重の社会づくりの推進

※ 1 ふくい女性活躍支援企業：福井県が平成 19 年度から実施している事業。女性が活躍しやすい社会づくりを目的に、女性の活躍を支援し、女性が活躍するための環境整備に積極的に取り組む、県内所在の企業や事業所に登録いただき、県からふくい女性活躍支援センターでの研修会の案内や情報提供を行っています。

第7章

計画の推進

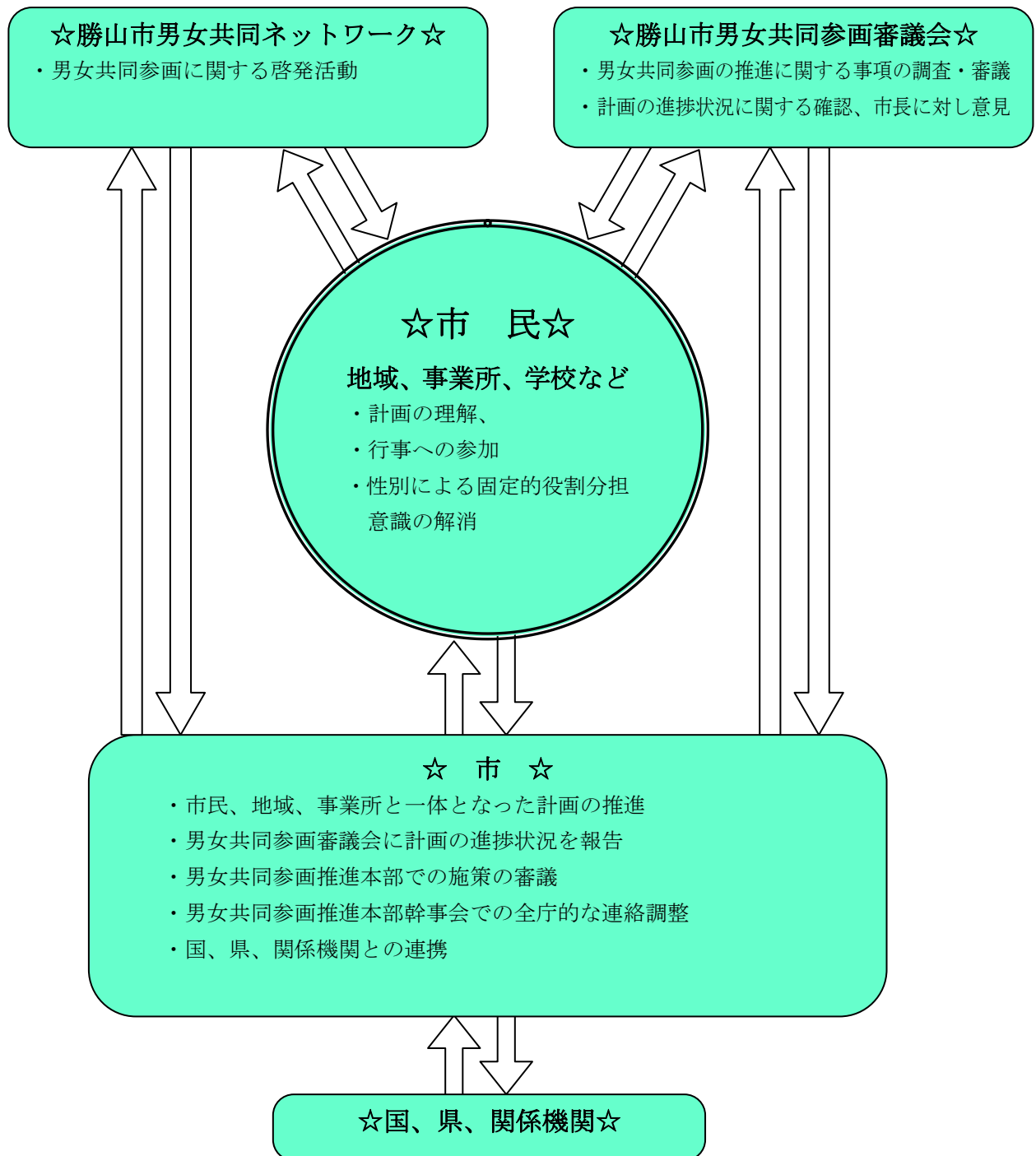


H 2 3 年度 男女共同参画ポスター
最優秀作品 永吉 晴夏 さん

第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制

男女共同参画社会を実現するために、「勝山市男女共同参画推進条例」及び「第2次勝山市男女共同参画基本計画」の趣旨に沿って市民、地域、事業所と行政が協働して取り組むことが不可欠です。



【市民と協働する推進体制】

勝山市男女共同参画審議会

勝山市男女共同参画基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について、必要な事項を調査し審議します。また、計画の進捗状況について確認し、市長に対し意見を述べます。

勝山市男女共同ネットワーク

市民の男女共同参画意識の向上を推進するための事業を展開します。

市民活動団体、事業所等

男女共同参画をあらゆる分野で推進するため、市と協働、連携を図り、情報を交換し理解を深めていきます。

【庁内推進体制】

勝山市男女共同参画推進本部、幹事会

男女共同参画の推進は、行政のあらゆる分野に関わるものであることから、関係部局間の連絡調整を図り、全庁的な施策の推進に努めます。

また、計画を総合的かつ効果的に推進していくため、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させます。

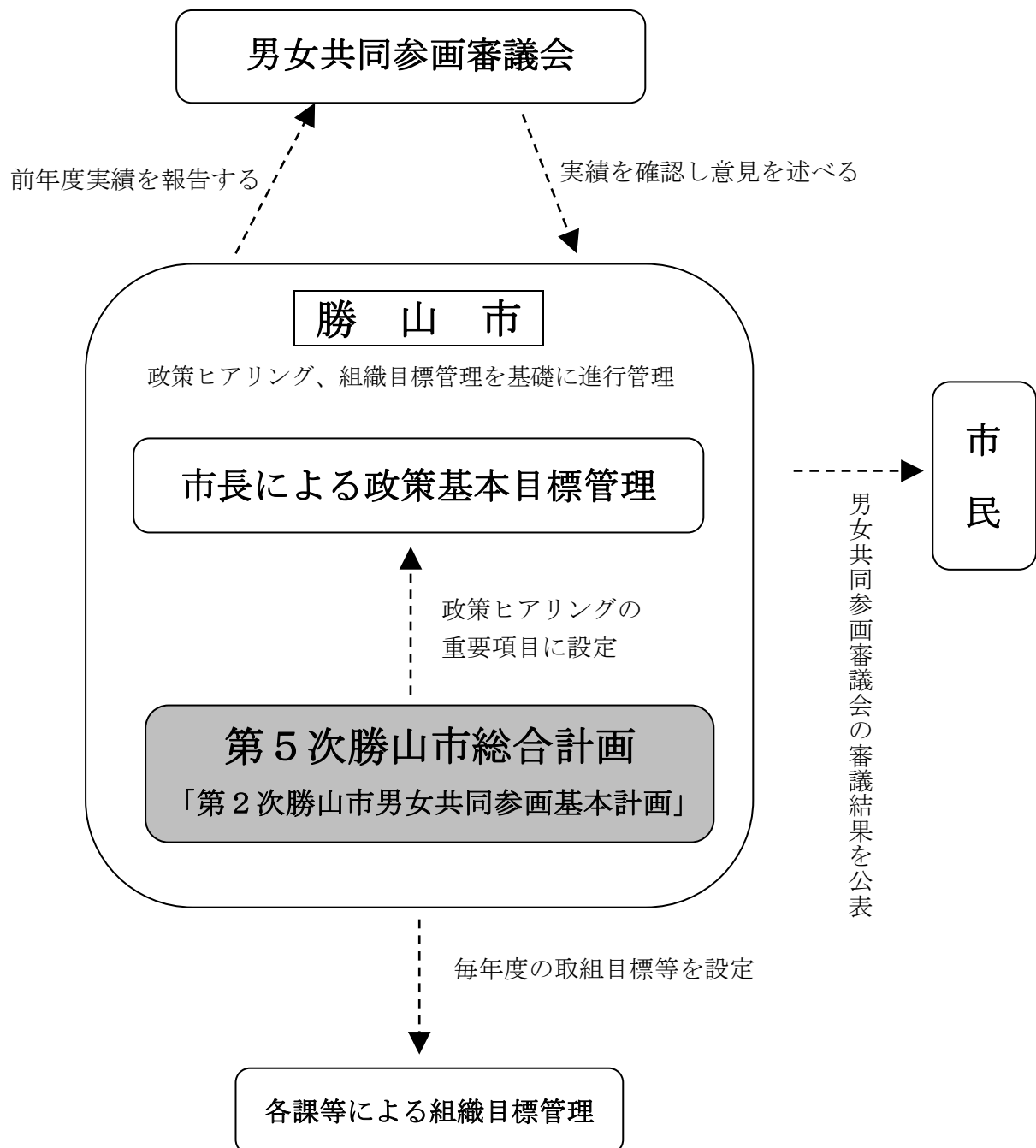
【関係機関との連携】

国、県、（公財）ふくい女性財団との連携を図り、情報の収集に努めます。

2. 進行管理

計画が着実に実行されるために、下記のとおり、毎年度市長による政策ヒアリングを経由したうえで、各課の「組織目標」に組み入れ、計画に基づく施策の取組みに対する推進状況を把握・点検し、その結果を勝山市男女共同参画審議会に報告し、意見聴取を行っていきます。

進行管理の結果は、ホームページ等で市民に公表します。



参考資料

勝山市男女共同参画推進条例	3 7
勝山市男女共同参画審議会設置要綱	4 1
勝山市男女共同参画審議会委員名簿	4 2
勝山市男女共同参画推進本部設置要綱	4 3
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	4 4
計画策定の背景	5 5

勝山市男女共同参画推進条例

(平成 18 年 9 月 26 日条例第 4 号)

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条―第 6 条)

第 2 章 性別による権利侵害の禁止等(第 7 条・第 8 条)

第 3 章 基本的施策(第 9 条―第 14 条)

第 4 章 勝山市男女共同参画審議会(第 15 条―第 17 条)

第 5 章 雑則(第 18 条)

附則

前文

勝山市は、県下最大河川である九頭竜川中流域に位置し、白山山系の豊かな自然のもと発展してきた。『豊かな自然との共生のもと「ひと」を大切にする参加と交流の「まち」づくり』を基本理念として設定し、少子・高齢化等に対応した人にやさしいまちづくりを目指している。

我が国では、日本国憲法において「個人の尊重と法の下での平等」がうたわれ、男女の人権は、性別にかかわらず尊重されなければならないとされている。「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図ってきている。

勝山市にあっては、女性の就業率や共働き世帯の割合は高く、また女性は、家庭においても、家事、育児及び介護の主たる担い手となっている。しかしながら、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく地域の慣行などは根強く、方針決定過程への女性の参画の状況にも偏りが見られ、女性が平等に参画するには多くの課題が残されている。

このような現状を踏まえ、勝山市では、国等の取組と協調しつつ、男女共同参画社会、女性の自立をめざした活動を推進していく必要がある。

男女共同参画社会の実現には、性別にとらわれない個人の人の尊重が不可欠であり、一人ひとりがキラリと輝き、男女がともに思いやり、ともに責任を担い合うまちづくりをめざす必要がある。

よってここに、市、市民及び事業者が一丸となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにする等、男女共同参画の推進に関する基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (4) 事業者 個人又は法人その他の団体にかかわらず、市内において事業を行うすべてのものをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な性質の言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害することをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の状態にある者を含む)又は配偶者であった者、恋人その他親密な関係にある者による身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性が尊重されるとともに、その能力を発揮できるよう配慮されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等によって、社会における活動の自由な選択に対して、差別的影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女がともに社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と社会生活における活動を両立してできること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、尊重するとともに、生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう配慮すること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画施策の実施にあたり、市民、事業者、国、他の地方公共団体及び関係機関と相互に連携、協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めなければならない。

- 2 事業者は、事業活動を行うにあたっては、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するために市が実施する男女共同参画施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、男女が職場における活動と家庭等における活動の両立を支援するため、職場環境の整備に努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(情報に関する配慮)

- 第8条 何人も、情報を公衆に表示する場合において、性別による固定的な役割分担及びセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス等、個人の尊厳を傷つける嫌がらせや暴力を助長し、及び連想させる表現を行ってはならない。

第3章 基本的施策

(基本計画)

- 第9条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 市長は、基本計画を策定するにあたっては、あらかじめ、第15条の規定により設置する勝山市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
 - 3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

(実施状況の公表)

- 第10条 市長は、基本計画に基づく施策の実施状況について、これを公表するものとする。

(調査研究)

- 第11条 市は、男女共同参画推進施策を効果的に実施していくため、必要な調査研究を行うものとする。

(普及啓発のための広報及び支援)

- 第12条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を促進するために必要な広報活動を行い、情報の提供、その他の必要な支援を行うものとする。

(附属機関等の委員)

- 第13条 市は、附属機関等の委員の構成に関し、男女の数に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び苦情の処理)

第 14 条 市長は、相談窓口を設置し、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害されたことに対して、市民又は事業者から相談又は苦情があったときは、関係機関と連携してその解決に向けて適切な対応をするよう努めるものとする。

2 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者から相談又は苦情があったときは、適切な対応をするよう努めるものとする。

第 4 章 勝山市男女共同参画審議会

(勝山市男女共同参画審議会の設置)

第 15 条 市長の附属機関として、勝山市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第 16 条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査、審議する。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関し、必要と認める事項について調査、審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 17 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 男女共同参画に関わりをもつ市内各種団体の代表者

(3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第 5 章 雑則

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定され、公表されている男女共同参画の推進に関する市の計画であって、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第 9 条の規定により策定され、公表されたものとみなす。

勝山市男女共同参画審議会設置要綱

(平成 19 年 2 月 26 日告示第 85 号)

(目的)

第 1 条 勝山市男女共同参画基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査、審議し、男女共同参画社会の実現を図るため、勝山市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 男女共同参画に関わりをもつ市内各種団体の代表者

(3) その他市長が必要と認める者

3 男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の 10 分の 4 未満とならないように努める。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長 1 人、副会長 1 人を置く。

2 会長、副会長は、委員の互選により決定する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、男女共同参画の担当課において行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

勝山市男女共同参画審議会委員名簿

【任期：平成 24 年 1 月 26 日～平成 26 年 1 月 25 日】

	氏名	備考	所属名等
1	荒井 悦子		民生委員
2	石塚 善榮	副会長	薬師神谷区長、野向町まちづくり推進委員会委員長、 (株)のむきのエゴマ代表取締役
3	加藤 まどか		【福井県立大学】学術教養センター 准教授
4	小林 清一郎		商工会議所青年部
5	小林 則彦		ビズアーク代表
6	酒井 昭子		元勝山市土地改良区事務局長
7	島田 さよ子		元学校長
8	島田 英治		認定農業者（連絡協議会会長）、消防団副団長
9	杉吉 政己		小原区長
10	田中 俊成		大学生
11	前川 裕子		消防団団員
12	松山 真由美		介護ヘルパー
13	山内 百合子		認定農業者、おにぎりの会、農業委員
14	吉村 洋子		【福井県立大学】看護福祉学部 看護学科 教授
15	和田 章仁	会 長	【福井工業大学】工学部 建築生活環境学科 教授

50 音順 敬称略

勝山市男女共同参画推進本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会の実現をはかるため、勝山市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(所掌)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画行政に関する施策の基本的事項を審議すること。
- (2) 男女共同参画行政に関する施策の推進に関し関係部局間の連絡調整を行うこと。
- (3) その他男女共同参画行政に関する施策の推進に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもってあて、副本部長は副市長をもってあてる。

3 本部員は、教育長以下勝山市行政組織規則第5条第1号に規定する部等の長、教育部長、会計管理者をもってあてる。

(幹事)

第4条 本部に幹事長及び幹事を置く。

2 幹事長は、未来創造課長をもってあてる。

3 幹事は、勝山市行政組織規則第5条第1号に規定する課等の長、議会事務局長、監査委員事務局長、勝山市教育委員会事務局組織規則第1条に規定する課の長及び農業委員会事務局長、消防本部次長をもってあてる。

4 幹事長は、本部の事務を統括し、幹事は本部の事務を補助する。

(本部長及び副本部長の職務)

第5条 本部長は本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 本部の会議は、本部会と幹事会とする。

2 本部会は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

3 幹事会は、本部長の命を受けて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成一九年七月一日法律第一一三号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい

旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

計画策定の背景

1. 世界の動き	
1975年 (昭和50年)	国連は、この年を「国際婦人年」と定め、メキシコシティで第1回世界女性会議「国際婦人年世界会議」が開催されました。 会議では、女性の地位向上に向け各国がとるべき指針となる「世界行動計画」が採択され、1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までの10年間が「国連婦人の10年」と定められました。
1979年 (昭和54年)	国連において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。
1985年 (昭和60年)	ナイロビで第3回世界女性会議が開催され、これまでの10年間の取り組みとその成果が検証されるとともに、各国の行動計画のガイドラインとして、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
1995年 (平成7年)	北京で開催された第4回世界女性会議において、各国の女性の現状が報告され、21世紀に向けた新たな行動指針として、エンパワーメントの促進を目的とした「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。
2000年 (平成12年)	ニューヨークで第5回世界女性会議「女性2000年会議」が開催され、今後の取り組みへの決意を表した「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。
2005年 (平成17年)	国連本部（ニューヨーク）において、「北京+10」が開催されました。「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議することを目的に閣僚級会議として開催されました。

2. 国の動き	
1975年 (昭和50年)	総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され、実質的な男女平等の取り組みが本格化しました。
1977年 (昭和52年)	「婦人問題企画推進本部」は、「世界行動計画」に基づき、「国内行動計画」を策定し、今後10年間の女性問題に関する施策が示されました。
1985年 (昭和60年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を批准しました。
1986年 (昭和61年)	「男女雇用機会均等法」が制定され、具体的な対策が図られました。
1987年 (昭和62年)	「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受け、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。
1991年 (平成3年)	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が改定され、男女の‘共同参加’から‘共同参画’に表現が改められ、男女共同参画社会実現の目標が明確になりました。
1994年 (平成6年)	内閣に総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする男女共同参画推進本部が、総理府に男女共同参画室と男女共同参画審議会が設置されました。
1995年 (平成7年)	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・休業法)」(以下「育児・介護休業法」)が施行されました。
1996年 (平成8年)	男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」に基づき、「男女共同参画 2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年までの国内行動計画」が策定されました。
1999年 (平成11年)	男女共同参画社会を実現するための基本法、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。
2000年 (平成12年)	「男女共同参画社会基本法」に基づき、我が国初の法定計画となる「男女共同参画基本計画」が策定されました。
2001年 (平成13年)	内閣府に男女共同参画会議と男女共同参画局が設置されました。 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」)が施行されました。
2004年 (平成16年)	「配偶者暴力防止法」が一部改正され、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度が拡充されました。

	育児・介護休業の取得対象の拡大、子の看護休暇の新設などで「育児・介護休業法」が改正されました。
2005年 (平成17年)	平成12年に策定された「男女共同参画基本計画」が改定され、「第2次男女共同参画基本計画」が策定されました。
2006年 (平成18年)	「男女雇用機会均等法」が改正され、間接差別や妊娠・出産などを理由とする不利益な取扱いなどが禁止されました。
2007年 (平成19年)	「配偶者暴力防止法」が一部改正され、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画策定が市町村の努力義務となりました。
2009年 (平成21年)	「育児・介護休業法」が一部改正され、男性の育児休業取得促進策の導入や仕事と介護の両立支援策が盛り込まれました。
2010年 (平成22年)	「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

3. 県の動き

1981年 (昭和56年)	女性の地位向上を推進するため、「福井県婦人対策の方向」が定められました。
1983年 (昭和58年)	企画開発部少年課を青少年婦人課に改め、同課内に婦人対策室が設置されました。
1985年 (昭和60年)	女性のための地位向上を推進する民間の女性団体として「福井県婦人の地位向上推進連絡会」が設立されました。
1988年 (昭和63年)	「21世紀をめざすふくい女性プラン」が策定され、女性の地位向上と福祉の増進に向けた女性行政の方向性が示されました。
1989年 (平成元年)	青少年女性課女性対策室に改め、推進体制の充実が図られました。
1995年 (平成7年)	女性政策室に名称が改められました。また、女性総合センターと生涯学習センターの複合施設である福井県生活学習館が開館し、男女共同参画社会をめざす女性の活動拠点が誕生しました。さらに、財団法人ふくい女性財団が、女性の自立と社会参加のための諸活動を行うことを目的に設立され、民間と行政が協働して男女共同参画を推進するシステムが確立されました。
1998年 (平成10年)	女性のエンパワーメント促進などを基本とした「ふくい男女共同参画プラン」が策定され、総合的・計画的な推進体制が確立されました。
2000年 (平成12年)	男女共同参画室と改称され、県内各公共団体の男女共同参画社会の実現を目指した取り組みが強化されました。
2002年 (平成14年)	「男女共同参画社会基本法」に基づき「福井県男女共同参画計画」の策定及び福井県における男女共同参画推進の基本となる「福井県男女共同参画推進条例」の制定がなされました。
2003年 (平成15年)	男女参画・県民活動課へ改組されました。
2006年 (平成18年)	「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」が策定されました。 平成14年に策定された基本計画が改定され、「福井県男女共同参画計画(改定)」が策定されました。総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され、実質的な男女平等の取り組みが本格化しました。
2009年 (平成21年)	「配偶者暴力防止法」に基づく「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」を改定しました。

2012年 (平成24年)	「第2次福井県男女共同参画基本計画」が策定されました。
------------------	-----------------------------

4. 勝山市の動き

1996年 (平成8年)	女性施策を担当する係として、企画課(現在の未来創造課)内に、国際交流女性対策係を設置し、男女共生社会、女性の自立を目指した具体的活動をスタートしました。
2000年 (平成12年)	国際交流女性係へ名称を変更しました。
2001年 (平成13年)	国際交流・男女共同参画推進係へ名称を変更するとともに、男女共同参画社会の実現を図るため、庁内に部課長で組織する勝山市男女共同参画推進本部の設置及び勝山市男女共同参画基本計画策定ワーキンググループを設置しました。 また、本市における男女共同参画の現況を把握するため、市民1500人を対象に住民意識調査を実施しました。
2002年 (平成14年)	男女共同参画推進室を設置し、推進体制の強化を図りました。また、同年に策定された「第4次勝山市総合計画」に男女共同参画社会の推進に関する基本的な考え方を盛り込みました。さらに、「勝山市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画を推進するために施策を体系化し、総合的・計画的な施策の推進を図ってきました。
2003年 (平成15年)	「勝山市男女共同参画基本計画」に基づき、「勝山市男女共同参画推進会議」を設置しました。
2004年 (平成16年)	市民生活課(現在の市民課)に生活安全・男女参画グループを設置しました。
2006年 (平成18年)	未来創造課に人権・男女参画グループを設置しました。また、本市の男女共同参画推進の基本となる「勝山市男女共同参画推進条例」を制定し、基本理念を定めました。
2007年 (平成19年)	「勝山市男女共同参画推進条例」に基づき、「勝山市男女共同参画審議会」を設置しました。また、「男女共同参画都市宣言」を行い、併せて、記念のつどいを開催し、市民と行政がともに、男女共同参画社会の早期実現に向けて、意識を新たにし今後更に推進していくことを誓い合いました。
2008年 (平成20年)	「男女共同参画都市宣言」を契機とし、さらに男女共同参画社会の実現を目指した取り組みを強化するため、「勝山市男女共同参画基本計画」を改定しました。
2010年 (平成22年)	第5次勝山市総合計画において、長期的な展望に立った持続可能なまちづくりを進めるため、政策の中項目に「人権・男女共同参画社会の実現」を、政策の小項目に「男女がともに思いやり責任を担い合う社会の実現」を盛り

	込みました。
2011年 (平成23年)	未来創造課に企画調整・男女参画グループを設置しました。
2012年 (平成24年)	第2次男女共同参画基本計画策定のためのワーキンググループを設置しました。第2次男女共同参画基本計画策定のための市民意識調査を実施しました。

第2次勝山市男女共同参画基本計画

発行年月 平成25年3月

勝山市 企画財政部 未来創造課
〒911-8501 福井県勝山市元町1丁目1番1号
TEL 0779-88-1115 FAX 0779-88-1119
E-mail : jinken@city.katsuyama.lg.jp

